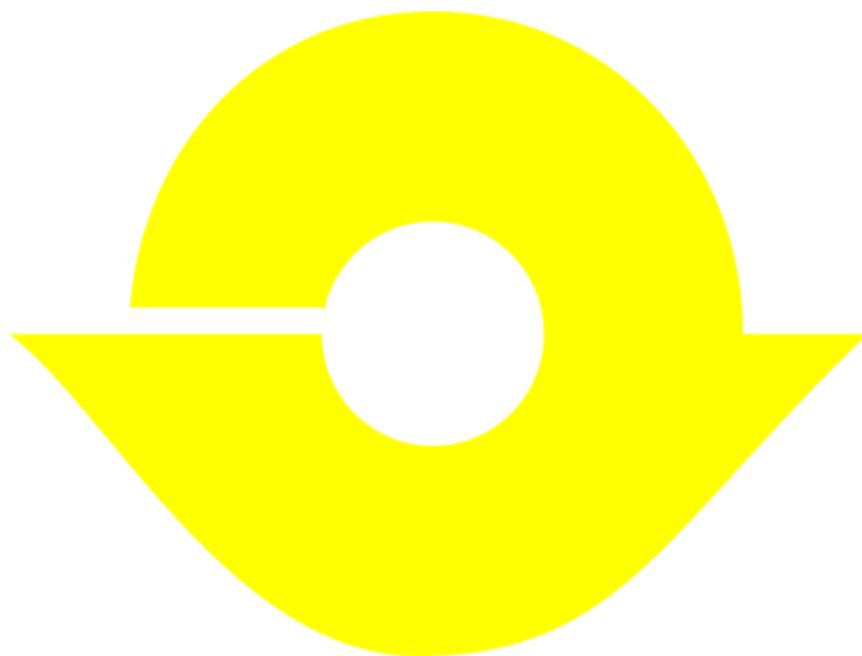


令和元年度

地域防災計画書



熊本県球磨郡湯前町

目 次

第一章	総 則	
第 1 節	目 的	3
第 2 節	防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務	3
第 3 節	地域防災計画の種別	5
第 4 節	災害の想定	5
第 5 節	計画の単位	5
第 6 節	計画の整備	6
第 7 節	計画の修正	6
第 8 節	作成の資料	6
第 9 節	計画上必要な資料	6
第 10 節	計画の周知徹底	6
第 11 節	計画の通知	6
第二章	災 害 予 防 計 画	
第 1 節	水害・土砂災害予防計画	7
第 2 節	火災予防計画	8
第 3 節	地震予防計画	9
第 4 節	建造物等災害予防計画	<u>10</u>
第 5 節	文化財災害予防計画	10
第 6 節	自主防災組織整備計画	<u>12</u>
第 7 節	地域防災力強化計画	13
第 8 節	防災知識普及計画	<u>16</u>
第 9 節	災害ボランティア活動計画	<u>20</u>
第 10 節	業務継続計画	<u>21</u>
第 11 節	受援計画	21
第 12 節	公共施設等災害予防計画	<u>21</u>
第三章	災 害 応 急 対 策 計 画	
第 1 節	組織計画	<u>23</u>
第 2 節	動員計画	<u>27</u>
第 3 節	気象予警報伝達計画	<u>30</u>
第 4 節	通信設備利用計画	<u>42</u>
第 5 節	情報収集及び被害報告取扱い計画	<u>43</u>
第 6 節	広報計画	<u>45</u>
第 7 節	応急措置等計画	<u>46</u>

第 8 節	地震災害応急対策計画	<u>47</u>
第 9 節	自衛隊派遣要請計画	<u>47</u>
第 10 節	緊急消防援助隊の出動要請	<u>49</u>
第 11 節	避難計画	<u>50</u>
第 12 節	救出計画	61
第 13 節	災害備蓄物資・資機材整備計画	61
第 14 節	死体捜索及び収容埋葬計画	61
第 15 節	公安整備計画	62
第 16 節	食糧供給計画	62
第 17 節	衣料・生活必需品等物資供給計画	63
第 18 節	住宅応急対策計画	64
第 19 節	給水計画	64
第 20 節	医療・助産計画	65
第 21 節	防疫計画	66
第 22 節	清掃計画	66
第 23 節	交通対策計画	67
第 24 節	輸送計画	68
第 25 節	障害物除去計画	69
第 26 節	労務供給計画	71
第 27 節	文教対策計画	71
第 28 節	民間団体活用計画	72
第 29 節	消防計画	72
第 30 節	水防計画	73
第 31 節	農林部門応急技術計画	73
第 32 節	電力施設応急対策計画	74
第 33 節	廃棄物処理計画	74
第 34 節	建築物・宅地等対応対策計画	74
第四章	災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画	
第 1 節	災害復旧・復興の基本方向	75
第 2 節	公共土木施設災害復旧計画	75
第 3 節	農業施設災害復旧計画	76
第 4 節	その他の災害復旧計画	77
第 5 節	被災農業の経営安定計画	79
第 6 節	被災中小企業振興計画	83
第 7 節	生業および復旧資金貸与計画	86
第 8 節	被災者自立支援対策計画	87

湯前町地域防災計画書

第一章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、湯前町における防災に関し、各関係機関と必要な体制を確立するとともに、災害の予防応急対策及び復旧に万全を図り、町民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2節 防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

湯前町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
	湯 前 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防・水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他湯前町の所掌事務についての防災対策 8 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導
指定 地方 行政 機関	熊本南部森林 管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理
	湯 前 郵 便 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 為替貯金及び簡易保険業務の非常取扱い (5) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 3 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資 4 その他「災害発生時における湯前町と湯前町関係郵便局の協力に関する協定」によるもの
	多良木警察署 湯 前 駐 在 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内における治安・警備及び救護対策に関すること 2 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること
	陸上自衛隊 西部方面特科連隊 第3大隊	天災地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護（人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援及び通信支援等）

指定地方 公共機関	上球磨消防署	1 防災に関する思想の普及及び指導 2 被災者の救助及び救護対策
	くまがわ鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
公共的 機関	西日本電信電話(株) 熊本支店 人吉サービスセンター	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急電話の調整及び気象予警報の伝達 3 特設公衆電話の設置・利用に関すること
	九州電力(株) 人吉配電事業所	1 電力施設の保全、保安の協力 2 災害時における電力供給の確保
	球磨地域農業協同組合 上球磨支所	1 農産関係の被害調査または協力 2 農作物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、またはその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、または斡旋
	上球磨森林組合	1 林業関係の防災に対する指導及び災害応急対策についての指導 2 林業関係の被害に対する融資又は斡旋
	湯前町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	幸野溝土地改良区	1 水路、樋門等の整備及び防災管理 2 用、排水区域の水量調節
その他の 団体及び 防災上 重要施設 の 管理者	自主防災組織	1 防災知識の普及 2 災害関連情報の収集、伝達 3 住民の避難誘導
	婦人会	1 被災地への炊き出し等の協力
	青年団	1 復旧作業及び被災地への炊き出し等の協力
	交通安全協会 湯前町支部	1 災害時における交通誘導
	病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練時並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
	金融機関	1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	湯前町防災協力会	1 公共用施設等及び下水道施設の災害調査並びに修繕復旧等 2 停電による下水道マンホールポンプの非常用発電機の設置稼働 3 その他上記に掲げるもののほか協力できる事項
	一般社団法人 熊本県産業資源循環協会	1 ごみ処理活動 2 し尿処理活動 3 産業廃棄物処理
公益社団法人 熊本県トラック協会	1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送 2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送 3 瓦礫の輸送など町が必要とする応急対策業務	

第3節 地域防災計画の種別

この防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画とする。

第4節 災害の想定

湯前町は球磨盆地の東端に位置し東は宮崎県西米良村と接し、西から南にかけては多良木町、北は球磨川を挟み水上村と接している。国道219・388号線を挟む平野部に中心部が位置している。この中央部に密集家屋地帯を擁しており火災の発生については、一度発生すると多くの延焼、危険も予想される。また、球磨川や牧良川、都川、仁原川・幸野溝等の河川が本町を縦横に貫流していて、降雨量の増加に伴い堤防の決壊がありうるので、耕地その他に被害を受けることも予想される。

水防法第14条第1項では、国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または洪水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として以下のとおり指定されている。

河川名(管理者)	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (想定最大規模降雨)
球磨川上流部 (国)	平成29年3月29日 国土交通省九州地方整備局告示第83号	球磨川上流域の12時間総雨量502mm
【参考】前提となる降雨は、昭和32年7月の諫早豪雨をモデルにしている。		

また、本町は、東部は九州山脈の支脈を形成する森林におおわれる山間地で、九州の中央にあるため内陸性の気候をなしており、梅雨期及び台風襲来時には九州山脈の連峰が壁となり雨による災害が発生することが想定される。

地震については、平成24年度熊本県が実施した『地震・津波被害想定調査結果』が公表された。

それによると本町における最大想定震度は、布田川・日奈久断層帯では震度5強、人吉盆地南縁断層帯では、震度6強、南海トラフ地震では震度6弱の揺れが予測されている。地震が発生すると家屋の倒壊や中心部においては大規模な火災、山間部では土砂崩れなどが発生すると想定される。

第5節 計画の単位

- 1 本計画は、本町における防災対策の現況を把握して、これらに対してとるべき方向を明らかにすると共に、災害時における本町防災対策の基本計画であり、災害予防から復旧までの計画を網羅し、また従来の災害救助法及び水防計画は本計画の一選とする。

2 本計画は、災害対策基本法その他防災関係諸法の趣旨に則り、各種の施策並びに計画を総合網羅し、努めて重点的実用計画とするよう配慮した。

第6節 計画の整備

今後、湯前町総合計画等により実施促進した実績を踏まえあわせて整備強化の方向を明らかにし、公共施設等についても現況を調査し、方策を明らかにしていく。

第7節 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、必要があるときは速やかに修正しなければならない。

第8節 作成の資料

本計画の作成にあたっては、過去の災害の状況及び復旧状況を詳細に検討して作成の資料とした。

第9節 計画上必要な資料

本計画の種別毎に次の書類を編纂して置くものとする。

- (1) 計 画
- (2) 説 明
- (3) 図 面
- (4) 防災の実施に必要な資料
- (5) その他必要と認められる図書

第10節 計画の周知徹底

- 1 本計画は、本町全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるようにするとともに、災害応急対策に必要な職員の訓練を十分行うものとする。
- 2 本計画のうち、特に必要な事項は、地域住民に周知徹底を図り、住民の教育訓練を十分行うものとする。

第11節 計画の通知

地域防災計画を策定した場合は、速やかに関係地方公共団体の関係行政機関及び関係公共機関に通知するものとする。

第二章 災害予防計画

第1節 水害・土砂災害予防計画

I 治山対策

本町は、中腹以上に国有林、中腹以下が公・私有林で緩急斜面の山林であり、洪水時における土砂の流失、山腹の崩落も少なく、水害・土砂災害予防上大きな役割を果たしているが、最近過材などによって機能が低下し、放置すれば防災機能を全く失い荒廃化する恐れがある。

したがって、植林・間伐等などを実施して森林の水源かん養機能と土砂流失防止機能の維持増進に努めることとする。

II 土砂災害対策

本町には土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域で、土石流危険箇所には9箇所、急傾斜の崩落危険箇所には35箇所が指定されている。今後は指定された危険箇所の他、指定されなかった危険箇所を含め、土砂災害に関する情報の収集を行い、次に掲げる事項により、円滑な避難行動ができるよう努めるものとする。

- 1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 5) 救助に関する事項
- 6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

III 砂防対策

本町には、球磨川・牧良川・ユルメキ川・沓川・都川・大谷川・仁原川等の河川が貫流しているため、豪雨の際には、河川敷に土砂が増積し堤防が決壊し、人家、耕地その他に大きな被害を与える恐れがあるので、国・県に対し浚渫工事等の施工を要望する等、災害防止に努めることとする。

IV 道路、橋梁対策

1 道路対策

本町の道路延長は、93.04kmであり、そのうち崩壊・崖崩れ等の恐れがある危険箇所には防災施設を施工し、総合計画により年次的に整備に努め、国、県道における危険箇所においても、防災施設の施工を要望する等、災害防止に努めることとする。

2 橋梁対策

国、県道及び町道暗渠、橋渠の断面狭小により、災害の恐れのある箇所が見受けられた場合は、改良要望等により修繕及び架け替えを行うよう努めることとする。

V 治水対策

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

第2節 火災予防計画

I 消防力の充実強化

消防施設の整備及び教養訓練の徹底による人的消防力の充実強化を図る。

1 方針

- 1) 本町消防団のポンプ所有状況は、自動車ポンプ2台、他の分団等に可搬ポンプ各14台を所有しているが、今後、防火水槽・消火栓等の整備更新を年次的に図っていく。
- 2) その他各種の消防設備、機械、機具の整備を図る。

2 計画

1) 消防力の現況

本町の消防力の現況は、下表のとおりである。 (令和元年5月末現在)

人口	消防団		保有機械数		備考
	分団数	団員数	自動車ポンプ数	可搬ポンプ数	
<u>3,837</u>	5	<u>269</u>	2	<u>15</u>	特設分団を含む

※団員数には機能別団員 (95名) も含む

2) 消防団の強化促進計画

消防団員の資質向上と消防技術習得のため、消防学校と連携を図り新入団員の学習実施訓練を行うようにする。他の団員については、本部・幹部団員として更に技術の習得練磨を図る。

II 消防思想の普及徹底

1 火災予防運動

国民生活の水準向上に伴い火災は年々増加の傾向に有り、火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進する必要がある。例年、全国一斉に行われる春秋二回の火災予防運動にあたっては広報紙、広報車により、火災予防思想の普及に努める。

2 予防査察

火災予防運動期間には各管轄区域の消防団員による予防巡視を行い、予防消防を擁立し、万全の体制を整える。

3 防火管理者の講習等

学校、事業所等消防法施行令別表 1 に定める防火対象物に勤務するもの及び防火管理者に対し、同令第 3 条第 1 号による講習を必要により行い、また消防計画の作成、消防計画に基く防火通報避難訓練、消防用水又は防火活動上必要な施設の点検整備等防火管理の万全を期するよう指導する。

III 危険物火災予防

1 危険物製造所等の現況

本町における消防法の規制対象となる危険物製造所等の現況は下表のとおりである。

製造所	貯蔵所		総数
	給油取扱所	屋外貯蔵所	
0	3	1	4

2 予防措置

◎危険物取扱主任の教育

実務に携わる危険物取扱責任者に対し、(財)熊本県危険物安全協会と共催し、教育を実施して、その資質の向上を図り遺漏なきよう万全を期する。

第 3 節 地震予防計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町、その他防災機関による災害対策の推進はもとより町民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合う意識と行動が必要である。

このため、町などの防災機関及び町民は地震に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

第4節 建造物等災害予防計画

I 防火建造物の建築促進対策

火災による建築物の焼失は、殆どが木造であることに起因している。そこで、特に密集地においては、消防力の強化整備と相計って建築物の不燃化を促進する。

1 防火建造物の建築現況

本町の建築物を見ると、殆どが木造建築物であるが、まず町有の公共施設に対しては、今後、全般的に防火建築物の建築構造に切り替えるよう計画する。

2 防火建築の促進対策

住宅等延焼の恐れのある建物の改良及び一般新築にあたっては、防火建築物耐火建築物とするよう（不燃材等を使用した住宅）の建設を強力に推進する。

II 公共建築物の耐震耐火対策

公共建築のうち老朽による危険度の高い建物の新築にあたっては、逐次耐震耐火建造物を建設する。

第5節 文化財災害予防計画

I 保護の対象

本町には数多くの文化財があり、恵まれた自然の中に調和している。中でも国の重要文化財である城泉寺は、県下でも最古の木造建築物で、辻地区保存会の協力を得てその保存に努めている。その他、本町には下記のとおり町内各地に国・県・町指定の文化財がある。これらの文化財は、我々の日常生活に安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのない財産であり、これらを火災や盗難から守り、永く後世に伝えるなければならない。

II 文化財の災害予防計画

- 1) 広く文化財の保護啓発を進め、住民の理解と認識を高める。
- 2) 防火管理、盗難防止体制の確立を図る。
- 3) 火気使用の制限。
- 4) 早期発見と関係機関への通報。

Ⅲ 指定文化財一覧

名称	種類	対象	指定	指定年月日	年代
城泉寺	建造物	阿弥陀堂	国	S 8. 1. 23	鎌倉
	彫刻	阿弥陀三尊像	〃	T 4. 8. 25	〃
	建造物	九重石塔	〃	〃	〃
	〃	七重石塔	〃	〃	〃
	工芸 史跡	鰐口 古塔記念碑	県 町	H 9. 3. 14 S54. 11. 16	南北朝 鎌倉
八勝寺	建造物	八勝寺阿弥陀堂 (木造薬師如来像)	国 町	H14. 12. 26 S54. 11. 16	室町 〃
	彫刻	阿弥陀三尊像	県	S63. 3. 15	〃
	彫刻	木造天部形立像	町	S54. 11. 16	〃
御大師堂	彫刻	弘法大師坐像	県	S40. 2. 25	室町
	建造物	下里御大師堂附厨子	〃	H30. 3. 27	江戸
	絵画	板絵神像	町	S55. 10. 28	天正3年
宝陀寺	彫刻 工芸	十一面観音立像 鰐口	県 町	S62. 2. 12 S55. 10. 28	鎌倉 安永3年
普門寺	彫刻	木造六観音坐像	町	S53. 5. 16	承応3年
	工芸	棟札	〃	〃	〃
	建造物	厨子	〃	〃	〃
	〃 工芸	普門寺観音堂 普門寺手洗鉢	〃 〃	S55. 8. 30 S55. 10. 28	江戸時代 享保8年
上里観音堂	彫刻	木造聖観音立像	町	H13. 5. 24	室町
下町橋	建造物	単ア一チ式(眼鏡橋)	町	S52. 10. 2	明治39年
石塔等	建造物	小池家三重石塔	町	S60. 10. 24	鎌倉
		林家三重石塔 幸野溝普請記念碑一括	〃 町	〃 S63. 8. 25	〃 江戸～明治
天然記念物		権現やぼの高野槇	町	S45. 8. 1	
		毘沙門の大桧	〃	〃	
		蛇ん谷低層湿原群落	〃	S61. 1. 23	
無形民俗文化財		東方太鼓踊り	町	S44. 9. 1	
		浅鹿野棒踊り	〃	〃	
		球磨拳	〃	S58. 3. 15	
		球磨神楽	国	H25. 3. 12	
登録有形文化財	建造物	明導寺本堂	国	H10. 9. 25	大正15年
		湯前駅舎		H26. 12. 19	大正13年
		高橋川橋りょう		H26. 12. 19	〃

第6節 自主防災組織整備計画

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実強化を図り、各種災害に関する防災意識の高揚及びに人命の安全確保に資する、自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害・事故等に備えるものである。

自主防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が町運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

I 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動が実施を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図る上で、極めて重要である。

災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

II 整備

1 組織の育成指導及び強化

本町は、湯前町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成・強化に関して必要な助言指導等を行うものとする。これらの取り組みの中では、特に、活動の手引きとなる資機材等の整備促進等により組織を促進するとともに、熊本県が主催する養成講座等を通じて自主防災組織の核として活動が期待される防災リーダーの育成を図り、防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

2 組織の編成単位

- 1) 住民が連帯感に基いて、防災活動が行うことが期待できる規模であること。
- 2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

3 組織づくり

既存の地区の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

- 1) 地区の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
 - 2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
 - 3) 婦人会、老人会、青年団、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。
 - 4) 自主防災組織の結成にあたっては、住民の中でも言葉・生活習慣の違う在留外国人の参加を促すように配慮する。
 - 5) リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活性化を図る。
- 4 活動計画の制定
- 組織の効率的な活動を推進するため、地区の規模・態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。
- 5 活 動
- 1) 平常時の活動

○防災に関する知識の普及	○火気使用設備器具等の点検
○防災訓練の実施	○防災用資機材等の備蓄及び管理
 - 2) 災害時の活動

○情報の収集及び伝達	○救助救護
○出火防止、初期消火の実施	○給食給水
○避難誘導	

第7節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町は、町民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

I 自助

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

1 平時の取組

1) 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

2) 事前の確認

- ・指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認

3) 事前の備え

- ・地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・町登録制メール配信サービス
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

II 共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

1 平時の活動

1) 防災に関する知識の普及

2) 地域一体となった防災訓練（町等と連携した訓練等）の実施

- ・避難勧告等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練等
- 3) 情報の収集伝達体制の整備
- 4) 火気使用設備器具等の点検
- 5) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- 6) 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

2 災害時の活動

- 1) 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- 2) 出火防止・初期消火の実施
- 3) 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- 4) 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- 5) 避難行動要支援者等に対する避難支援
- 6) 救出・救護活動への協力
- 7) 避難所の運営
- 8) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- 9) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

Ⅲ 事業所による防災活動

- 1 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

- 2 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
 - 1) 防災体制の整備
 - 2) 防災訓練の実施
 - 3) 施設の耐震化・耐火化

- 4) 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - 5) 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - 6) 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- 3 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第8節 防災知識普及計画

I 計画の方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町等防災関係機関は、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

II 町職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する町長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

1 教育の内容

- 1) 湯前町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 2) 非常参集の方法
- 3) 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- 4) 過去の主な被害事例
- 5) 防災関係法令の運用
- 6) 防災システムの操作方法等
- 7) その他必要な事項

2 教育の方法

- 1) 講演会、研修会等の実施
- 2) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- 3) 見学、現地調査等の実施

Ⅲ 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

1 普及の内容

1) 湯前町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく「湯前町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務課管財・防災係）が町ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

2) 災害予防及び応急措置の概要

町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 火災予防の心得

イ 気象予警報等の種別と対策

ウ 災害危険箇所の認識

エ 台風襲来時の家屋の保全方法

オ 農林水産物に対する応急措置

カ 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄

キ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備

- ク タ方明るいうちからの予防的避難
- ケ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- コ IP告知端末等のスイッチ立ち上げ
- サ 防災サイレン吹鳴の意義
- シ 避難先及び避難方法
- ス 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- セ 避難所生活のマナーとルール
- ソ ペットを受入れ可能な避難所
- タ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- チ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ツ 災害時の心得
- テ 自動車運転者のとるべき措置

3) 建築物に関する各種調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

ア 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災マップや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア) 社会教育を通じたの普及

幼年消防クラブ等の活動、PTA、青年団体、婦人会等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ) 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

(ア) IP告知端末の利用

(イ) 印刷物の利用（町広報誌、関係機関の機関紙及びその印刷物）

(ウ) 広報車の巡回

(エ) 講習会、研修会等の開催

ウ) 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

IV 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

1 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- 1) 災害時の身体の安全確保の方法
- 2) 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- 3) 風水害等災害発生のしくみ
- 4) 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

2 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

V 外国人に対する防災知識の普及

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

また、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナー等において、防災についての相談及び情報発信を行うものとする。

VI 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

例) 防災の日：9月1日、熊本地震本震の日：4月17日

第9節 災害ボランティア活動計画

大規模災害発生時に、応急に対策を迅速かつ的確に実施するために、県・町及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、県及び町は、被災者の生活救援のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

I 実施体制の確立

災害発生後、直ちに社会福祉協議会等に受入窓口を設置し、一般ボランティアの確保を図るものとする。

この場合、受入窓口の活動内容としては、概ね次のとおりとする。

- 1 町からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- 2 ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割振り
- 3 ボランティア活動用資機材の確保
- 4 ボランティアの受付
- 5 ボランティア連絡会議の開催
- 6 市町村との連絡調整
- 7 その他ボランティア活動について必要な活動

II 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- 2 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布）
- 3 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 4 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- 5 その他被災者の生活支援に必要な活動

III 情報提供

町は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供するものとする。

IV 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に務めるものとする。

V 関係機関との協働体制の構築

町や社会福祉協議会等は、区長会、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉施設等の関係機関・団体等と日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築き、災害発生直後混乱した時期における初動体制等が取れるよう努めるとする。

また、各種訓練を通じ各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

第10節 業務継続計画

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- 1 町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気、水、食料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第11節 受援計画

町は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、策定した受援計画をもとに行動する。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

第12節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、町、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これら施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 下水道

下水道機能が麻痺した場合、町民に与える影響は極めて大きいため、発災に備えて、施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用電源の準備や他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

1) 対象施設

ア 管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管渠の重要度や地盤条件等を勘察した上で、適切な管種等の材料を選択し、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

2) 既存施設の耐震診断と補強

既存の施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制整備を図るものとする。県内外からの応援職員を受け入れる防災拠点として、BCPで位置付け、施設の対策等整備を順次進めるものとする。

2 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- 1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- 2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- 3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- 4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- 5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

3 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、町立学校について次に掲げる対策を講じるものとする。

1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し耐震基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

2) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下防止等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

4 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害の恐れがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第三章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生する恐れまたは、発生した場合において、応急対策を実施するための組織は次のとおりである。

I 災害対策系統

本町の地域について大規模な地震・火災等重大な災害が発生する恐れ又は発生した場合は、町長は必要があると認める時は、湯前町災害対策本部を設置して防災の促進を図る。

なお、湯前町防災会議を構成する関係機関等は、町内における災害対策の総合的且つ計画的推進を図るため、湯前町災害対策本部と緊密に連絡協調に努めるものとする。

災害の種類は、暴風・豪雨・洪水・豪雪・地震等（法第3条）であるが、これに対処するための組織として、基本法に基づく湯前町災害対策本部と、一方主として水害に対処するための水防法に基づく水防計画とは一元的に推進を図る。

II 災害対策本部

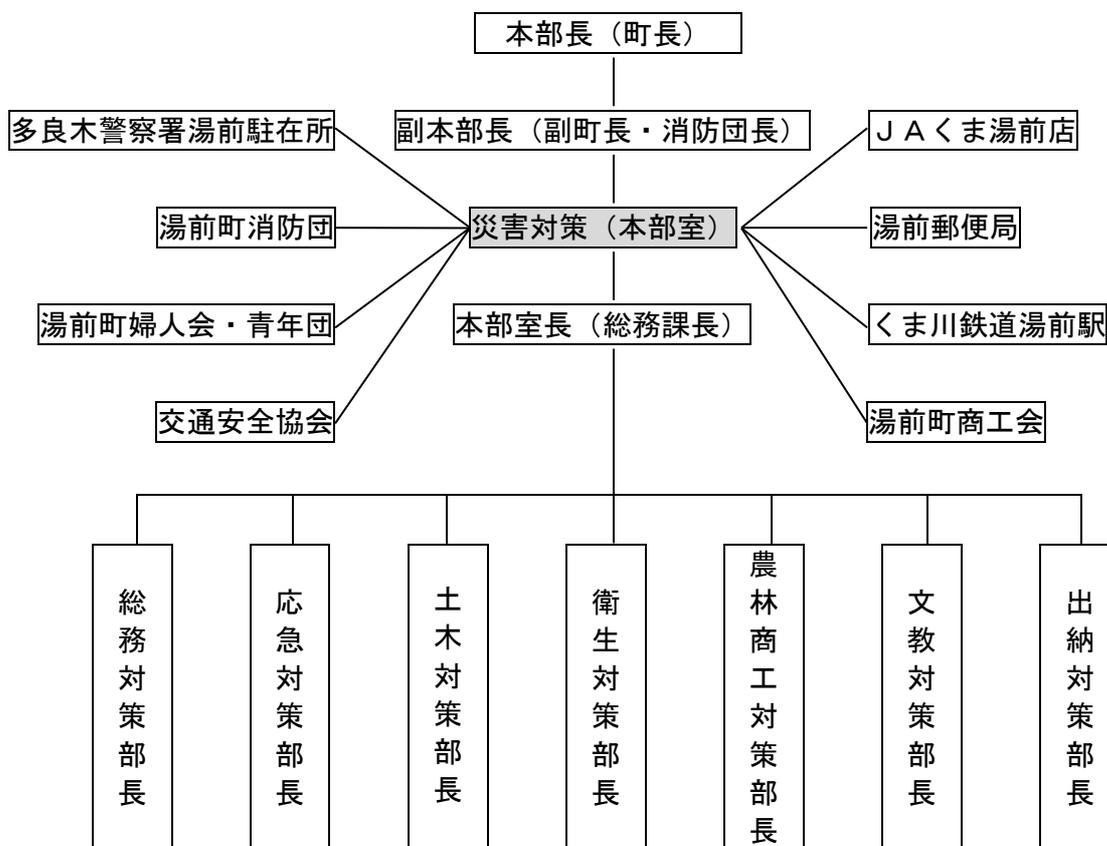
湯前町災害対策本部の組織及び編成等は『湯前町災害対策本部条例』の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 組織・編成及び分掌事務

1) 組織及び編成

本部を湯前町役場内に置く。

災害対策本部構成図



2) 協議事項

ア 本部会議

本部長は、本部会議の議長となる。

協議事項

- ① 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- ② 自衛隊の派遣要請に関する事項
- ③ 災害救助法の発動に関する事項
- ④ その他重要事項

イ 本部室

室長は、室員を必要の都度、必要な範囲で召集することができる。

所掌事務

- ① 本部会議に関する事項
- ② 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ③ 被害状況の報告及び伝達に関する事項
- ④ 各課及び関係機関との連携に関する事項
- ⑤ 自衛隊の派遣要請に関する事項
- ⑥ 災害応急対策事務命令に関する事項
- ⑦ その他本部長の指示に関する事項

ウ 対策部

- ① 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため上記のとおり対策部を置く
- ② 各対策部に対策部長・部員を置き、本部室を設ける
- ③ 各対策部長は、各課長及び教育長を以って充てる

エ 各対策部の分掌事務

各対策部における分掌事務は、概ね次のとおりとする。

部	部長	部員	分 掌 事 務
総務対策部	総務課長・議会事務局長	総務課・議会事務局職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部室の事務に関する事項 2. 災害経費の予算事務に関する事項 3. 職員の動員派遣に関する事項 4. 災害情報の収集伝達、被害状況報告・公表に関する事項 5. 災害応急措置及び他の対策部との連絡調整に関する事項 6. 消防団の出動連絡に関する事項 7. 自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関する事項 8. 広報活動に関する事項 9. 報道機関との連絡に関する事項 10. 電気、ガス、石油等のエネルギー確保に関する事項 11. 町外からの応援職員の受け入れに関する事項 12. 外部からの問合せ対応等に関する事項 13. 職員の安否確認に関する事項 14. 庁内職員の人員調整に関する事項 15. 議会議員との連絡調整に関する事項
応急対策部	副団長	分団長 団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急復旧資材の調査並びに輸送に関する事項 2. 災害の発生による応急作業に関する事項 3. 災害復旧作業に関する事項 4. 災害時の公安警備に関する事項 5. 団員動員に関する事項

部	部長	部員	分 掌 事 務
土木対策部	建設水道課長	建設水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急復旧資材の調達輸送に関する事項 2. 水防に関する事項 3. 土木施設の応急対策及び応急資材の確保に関する事項 4. 災害対策用杭・桁・土嚢用砂等資材の調達に関する事項 5. 交通途絶時における道路等の迂回等の設定に関する事項 6. 土木に関する災害情報の収集及び被害報告に関する事項 7. 上水道に関する事項 8. 下水道に関する事項 9. 外部からの問合せ対応等に関する事項
衛生対策部	保健福祉課長・ 税務町民課長	保健福祉課・ 税務町民課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助に関する事項 2. 日赤及び診療所との連絡に関する事項 3. 罹災者の保護収容に関する事項 4. 救援物資の斡旋に関する事項 5. 応急食糧の確保及び調達輸送に関する事項（米穀、農畜産物含） 6. 応急医薬品及び物品の調達管理に関する事項 7. 清掃に関する事項 8. 患者輸送に関する事項 9. 医薬品衛生材料の供給に関する事項 10. 防疫・医薬関係者の動員に関する事項 11. 被災者の就職斡旋に関する事項 12. 災害にかかる税務町民課の分掌事務に関する事項（罹災証明等） 13. 炊き出しに関する事項 14. 避難所運営に関する事項（福祉避難を含む） 15. 被災者生活再建支援等の事務に関する事項 16. 外部からの問合せ対応等に関する事項
農林商工対策部	農林振興課長・ 農業委員会事務局 企画観光課長	農林振興課・ 農業委員会・ 企画観光課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物等の被害実態調査並びに対策に関する事項 2. 農地及び農業用施設の応急措置に関する事項 3. 農地及び農業用施設の被害状況調査に関する事項 4. 薪炭、木材の確保及び調達、輸送に関する事項 5. 応急食糧の確保及び調達輸送に関する事項（米穀、農畜産物含） 6. 電気、ガス、石油等のエネルギー確保に関する事項 7. 被災農家に対する融資斡旋に関する事項 8. 町税の減免等に関する事項 9. 商工業・観光施設災害に関する 10. 外国人被災者の状況及び避難状況の把握に関する事項（支援含む） 11. 外部からの問合せ対応等に関する事項
文教対策部	教育長・ 教育課長	教育課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急教育対策に関する事項 2. 民間団体の活用に関する事項 3. 文教体育施設等の災害情報収集及び被害報告及び本部室との連絡調整に関する事項 4. 避難所運営に関する事項（備蓄物資の輸送含む） 5. 外国人被災者の状況及び避難状況の把握に関する事項（支援含む） 6. 外部からの問合せ対応等に関する事項

出納対策部	会計室長	会計課	1. 災害救助基金の出納に関する事項 2. 義援金品・見舞金品等の受付、保管、配分及び輸送に関する事項 3. 応急対策物品の購入出納に関する事項 4. その他出納事務に関する事項 5. 外部からの問合せ対応等に関する事項

2 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置手続き及び設置基準は、次のとおりによる。

- 1) 災害対策本部の設置に係る災害対策基本法第23条第1項の規定に基づく湯前町防災会議の意見については、会長の専決処分を認めることとし、設置については概ね次の基準によるものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 災害が発生、又は発生が予想され(警戒レベル5相当)、その規模及び範囲から本部を設置して応急対策を必要とするとき

ウ 前記のほか著しく激甚である被害で、応急対策を必要とするとき

2) 廃止の基準

本部長が、災害発生の恐れが解消したと認めたとき。または、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

3) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに関係機関に通報するものとする。

3 災害対策本部室等のスペースの確保

国、県、防災関係者等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となった場合、代替え施設は湯前町保健センターとする。

第2節 動員計画

I 動員体制の整備

関係機関並びに本町役場の各課長は、災害発生の恐れ、又は発生した場合における災害応急処置を迅速且つ確実に推進するため、所属職員又は一部が直ちに応急措置に従事し、活動させるよう予め体制を定め、所属職員に周知徹底をして置くと共に相互に協調するように努めるものとする。

II 役場職員の動員体制

1 関係職員による動員

災害処理に関係を有する課長は、次の発表・通報若しくは指示（以下「発表」という。）があったときは、所属職員を必要に応じ、応急措置推進のため配置し、災害予報計画に基づき注意報、警報又は特別警報を伝達させると共に情報収集及び災害活動にあたらせるものとする。このため災害処理に関係を有する課長は、職員の応急処理に担当事務を予め周知徹底しておくものとする。

ア 災害発生の恐れのある注意報、警報又は特別警報が、熊本県地方気象台又は福岡管区気象台から発表されたとき

イ 町長が、必要と認め指示したとき

1) 「災害発生の恐れのある注意報、警報又は特別警報」の例示

前記アにおいていう災害発生の恐れのある注意報、又は別表に掲げる種類のそれを指すものとする。なお、注意報、警報又は特別警報の定義は、「気象予報伝達計画」に定めるものとする。

2) 災害対策本部が設置されたときは、本部長の命を受けて応急措置を講ずるものとする。

3) 総務課長による待機職員の指示等

総務課長は、前記ア・イによる発表等があったときは、必要に応じ関係課長を招集し、情報を検討して待機職員に指示、その他応急措置を講ずると共に町長に必要な進言を行うものとする。

別表「災害発生の恐れのある注意報又は警報の例示」

注 意 報	警 報
1 次の種類の注意報が1以上発表された場合 1) 強風注意報 2) 大雨 " <u>(警戒レベル2)</u> 3) 大雪 " 4) 洪水 " <u>(警戒レベル2)</u>	1 次の種類の警報が1以上発表された場合 1) 暴風警報 2) 大雨 " 3) 大雪 " 4) 洪水 "
2 火山の爆発又は地震の危険が予知され、それらに関する情報が発表された場合	特 別 警 報
	1 次の種類の特別警報が1以上発表された場合 1) 大雨特別警報 2) 大雪 " 3) 暴風 " 4) 暴風雪 "

2 災害発生時における動員（地震以外の災害）

1) 課長は、災害が発生した場合は、所属職員の全員又は一部を指揮監督して災害応急処置に従事し、町長及び上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

2) 職員は、勤務時間外に本町に対し土砂災害警戒情報または警戒レベル4が発令されたことを確認した場合は、登庁する。但し、道路の遮断や交通機関等の不通により登庁できない場合は、総務課長又は所属課長にその旨連絡するその他災害が発生した場合はすすんで上司と連絡をとり、または自らの判断で参集し、活動するよう配慮するものとする。

3) 課長は、所属職員の招集連絡にあたっては、電話その他最も迅速な方法により招集する。

3 地震発生時における動員

1) 震度4以上の地震が発生した場合

勤務時間外に強い地震（震度4以上）をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに登庁するものとする。但し、道路の遮断や交通機関等の不通により登庁できない場合は、総務課長又は所属課長にその旨連絡するものとする。

4 動員解除

応急措置の動員体制は、次の場合解除するものとする。

- 1) 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- 2) 災害発生のおそれの危険が去ったとき。
- 3) 被害の拡大が確認されたとき。
- 4) その他町長が解除の指示をしたとき。

III 職員の応援

災害対策基本法第68条による知事に対する職員の応援要求は、出先機関を通じて必要とする職員数、資材器材の数量を通報するものとする。

IV 職員の派遣

災害対策又は災害復旧のため必要があるときは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の公共団体は、国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣斡旋を求めることができる。

1 町

災害応急処置又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条による。

2 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により、手当を支給することができるが、支給額は総務大臣が定める基準による。

3 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- 1) 国から派遣を受けた職員には、災害対策基本法施行令第18条による。
- 2) 県から派遣を受けた職員には、地方自治法第252条の17第3項による。

第3節 気象予警報等伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく注意報、警報及び特別警報ならびに、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を町・関係機関及び住民に迅速、かつ、確実に伝するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

また、「避難勧告等に関するガイドライン」により、情報と行動の対応を明確化するため、住民がとるべき行動を5段階に分け、そのうち【警戒レベル1】警報級の可能性及び【警戒レベル2】注意報について併せて行う。

I 予警報等の定義

この計画において、注意報・警報・特別警報・気象情報・地震に関する情報・火災気象通報・火災警報・気象業務法及び水防法の規定に定められた河川について気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）・水防警報の意義は、次に定めるところによる。

1 注意報、警報及び特別警報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域名称を用いる場合がある。

1) 熊本地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。「暴風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。雪を伴い平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
		強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
		大雨注意報 (警戒レベル2)	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、1時間雨量が40mm以上、又は3時間雨量が60mm以上、又は24時間雨量が120mm以上になると予想される場合。または土壌雨量指数118以上。
		大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、24時間の降雪の深さが平地で5cm以上になると予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合。具体的には、濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷により発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害、急な強い雨についても注意を呼びかける。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
		霜注意報	早霜・晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に著しい被害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、 冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合。
		着氷(雪)注意報	大雪注意報、大雪警報の条件下で気温が-2℃から+2℃の場合。
		洪水注意報 (警戒レベル2)	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には、1時間雨量が40mm以上、又は3時間雨量が60mm以上、又は24時間雨量が120mm以上になると予想される場合。
融雪注意報	現象による災害がきわめて希であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を設けない。		

警 報	気 象	暴風警報	暴風により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 平均風速20m/s以上になると予想される場合。
		暴風雪警報	雪に伴う暴風により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 雪に伴うことによる視程障がいなどによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、次の条件が該当する場合である。雪を伴い平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、1時間雨量が60mm以上、ただし総雨量110mm以上、又は3時間雨量が120mm以上、又は24時間雨量が250mm以上になると予想される場合。土壌雨量指数182以上。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、24時間の降雪の深さが平地で20cm以上になると予想される場合。
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、1時間雨量が60mm以上、ただし総雨量110mm以上、又は3時間雨量が120mm以上、又は24時間雨量が250mm以上になると予想される場合。
特 別 警 報	気 象	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	警 報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

2) 注意報・警報・特別警報の地域細分発表

気象等の現象に伴う災害の発生の恐れのある市町村を指定して注意報・警報・特別警報を発表する。本町の場合、「球磨地方湯前町」である。

2 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- 1) 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、注意報・警報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- 2) 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、注意報や警報などを行っている場合などに、注意報・警報・特別警報を補完するための補完的情報。
- 3) 大雨情報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の厳しい雨、県では1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」や、大雨情報が発表されている状況において土砂災害の危険度が非常に高くなると見込まれる市町村に対し、气象台と熊本県砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」などがある。

3 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方气象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めた時に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けた時は、直ちにこれを町長に通報しなければならないとなっている。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下、かつ熊本の最大風速が7メートルを超える見込みのとき。

4 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

5 指定河川（球磨川）洪水予報の発表基準

球磨川の洪水に関して、国土交通省八代河川国道事務所と熊本地方气象台が共同で行う、球磨川洪水予報の種類は次のとおりである。

○球磨川はん濫注意情報（洪水注意報）〔警戒レベル2相当〕

予報地点の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

○球磨川はん濫警戒情報（洪水警報）〔警戒レベル3相当〕

一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

○球磨川はん濫危険情報（洪水警報）〔警戒レベル4相当〕

はん濫危険水位に達したとき

○球磨川はん濫発生情報（洪水警報）〔警戒レベル5相当〕

はん濫が発生したとき又は、氾濫が続くとき

6 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省八代河川国道事務所長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

7 災害時気象支援資料

熊本地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

8 地震情報

1) 緊急地震速報

ア) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。その他、Jアラートまたは携帯電話のエリアメール等を活用し、広く周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

イ) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達までに間に合わない。

ウ) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>

3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

- ・ 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

- ・ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

II 予警報等の伝達系統

1 注意報、警報及び特別警報は、次の系統図により迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

1) 次の種類の注意報及び警報の伝達系統図は、別表1のとおりである。

ア 注意報のうち、強風・大雨・風雪・大雪・濃霧・雷・乾燥・霜・着氷（雪）
洪水

イ 警報のうち、暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水

2 地震及び津波に関する情報の伝達は、以下の2系統である。

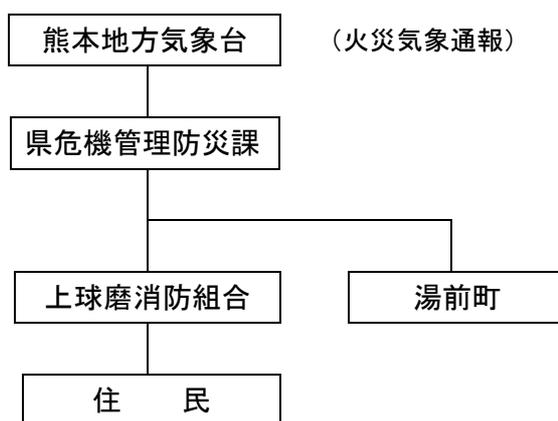
なお、系統図は別表2のとおりである。

1) 熊本気象地方台から県危機管理防災課に伝達され、県防災情報ネットワークシステムによりメール等の配信及び防災行政無線の音声、FAX一斉指令により、本町他関係機関に送信される。

2) 管区気象台から気象庁を経由して、気象衛星により衛星回線で県の地震・津波職員参集システムにより受信、同システムにより自動的に防災消防課関係職員に通報するとともに、本町にFAX一斉伝送で送信される。

3 火災気象通報及び火災警報

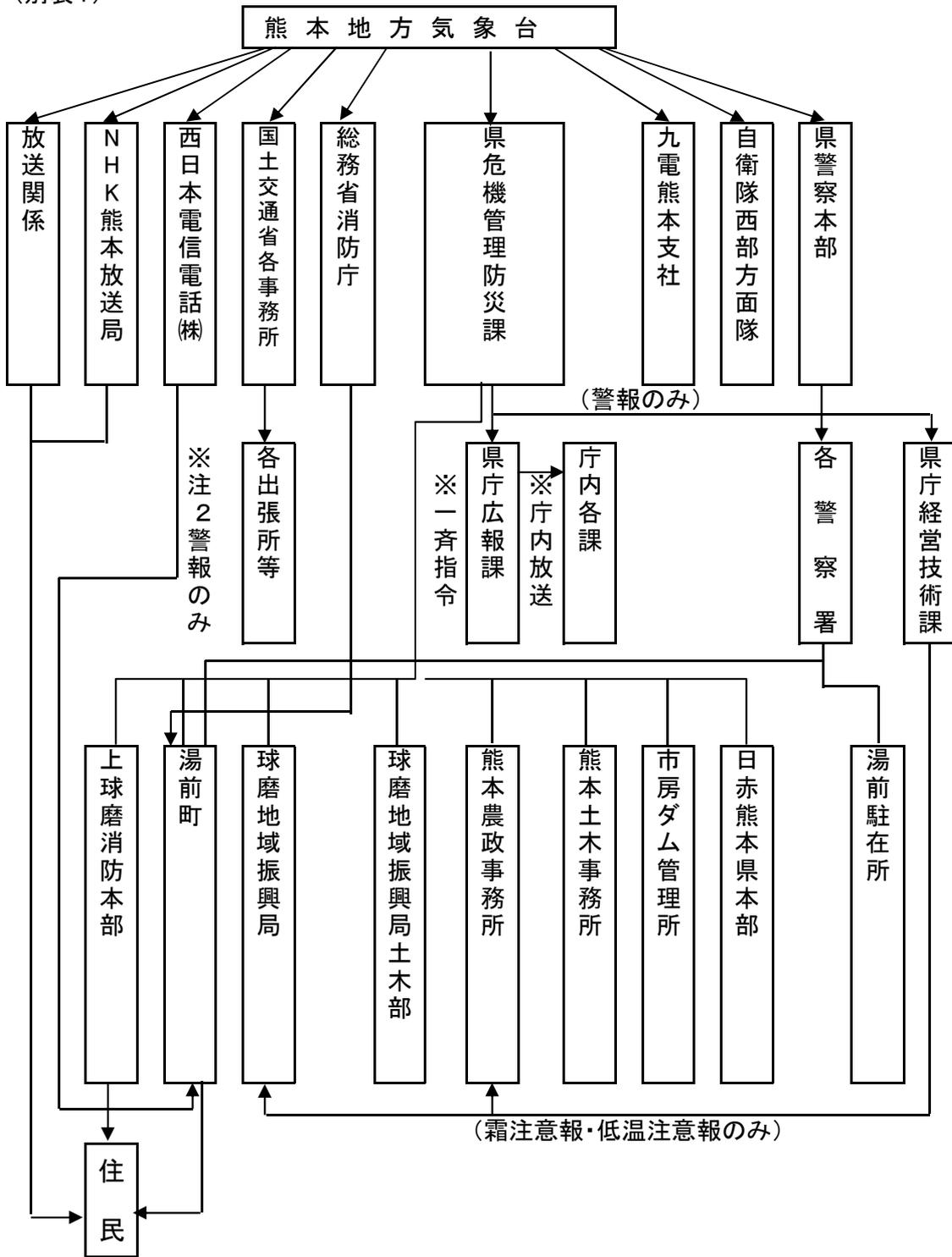
火災気象通報及び警報の発令並びに解除は、次の系統図により迅速的確に伝達する。町長は、火災予防上危険であると認める時は、火災警報を発令するものとする。



4 指定河川洪水予報の伝達系統は、別表3の1のとおりである。

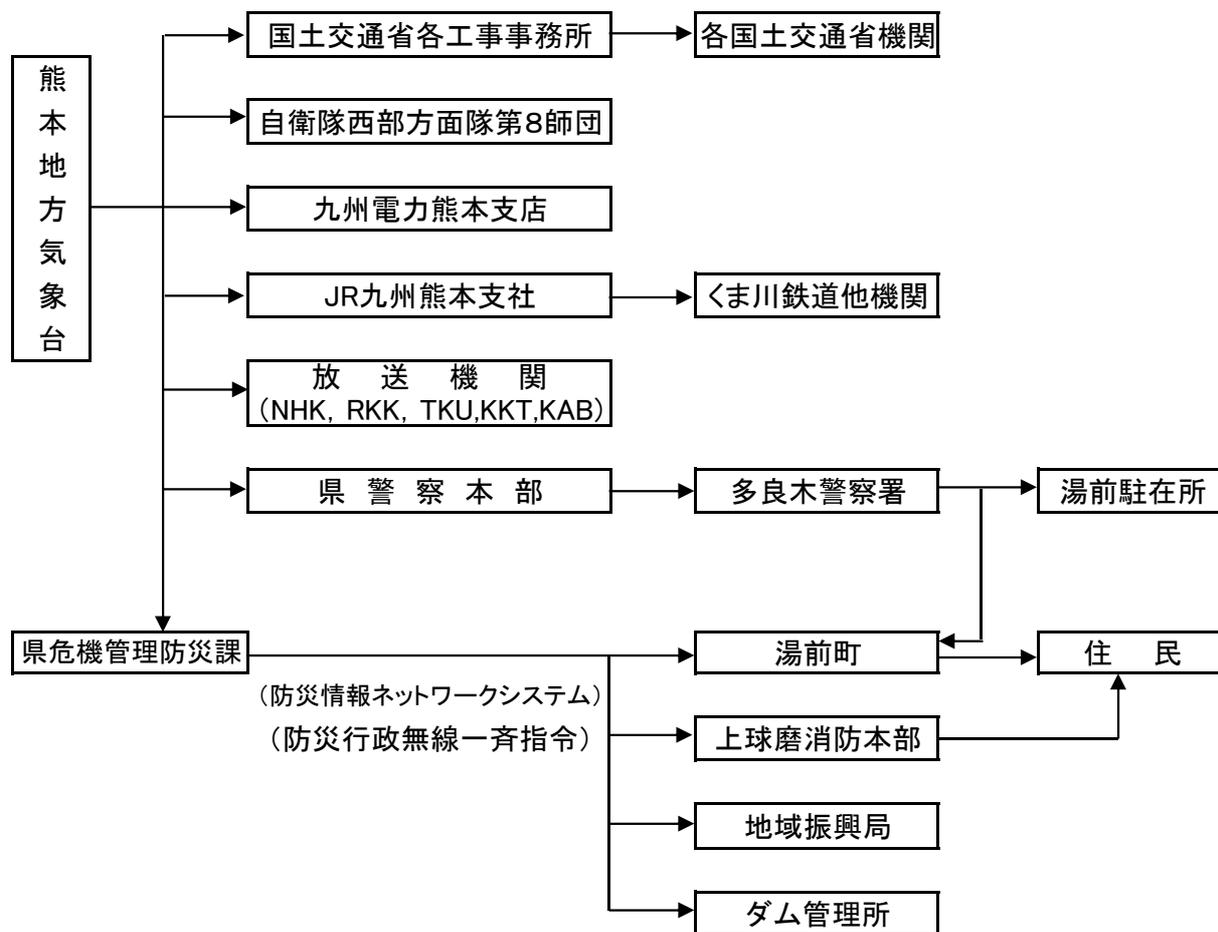
5 水防警報の伝達系統は、別表3の2のとおりである。

(別表1)



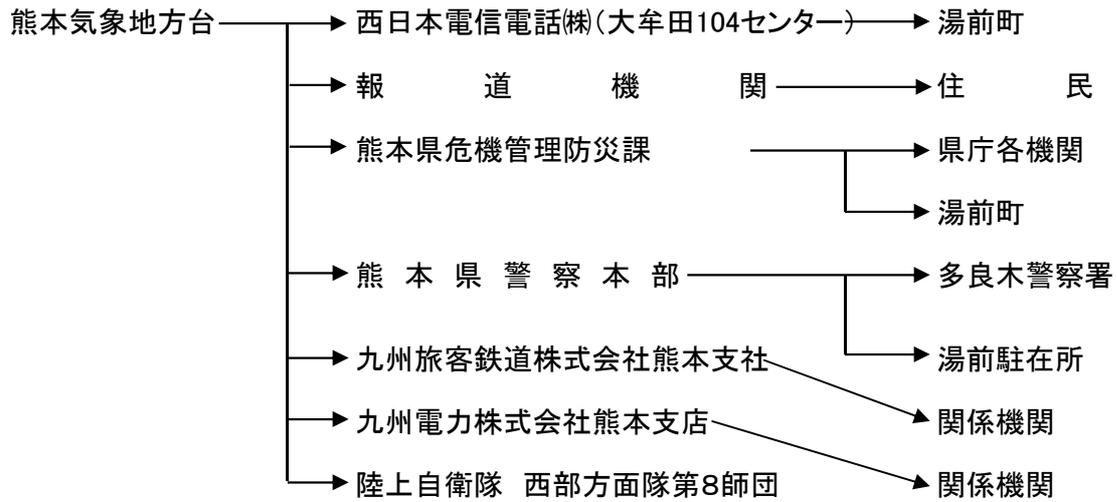
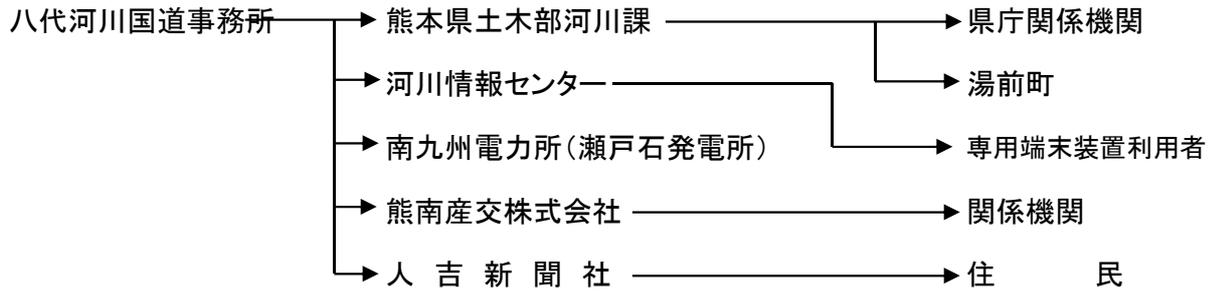
- (注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行うこと。
(2) 一斉指令は、防災行政無線のFAXによる。
→ は、法定伝達先、— は、電話もしくは、防災情報提供装置。

(別表2)

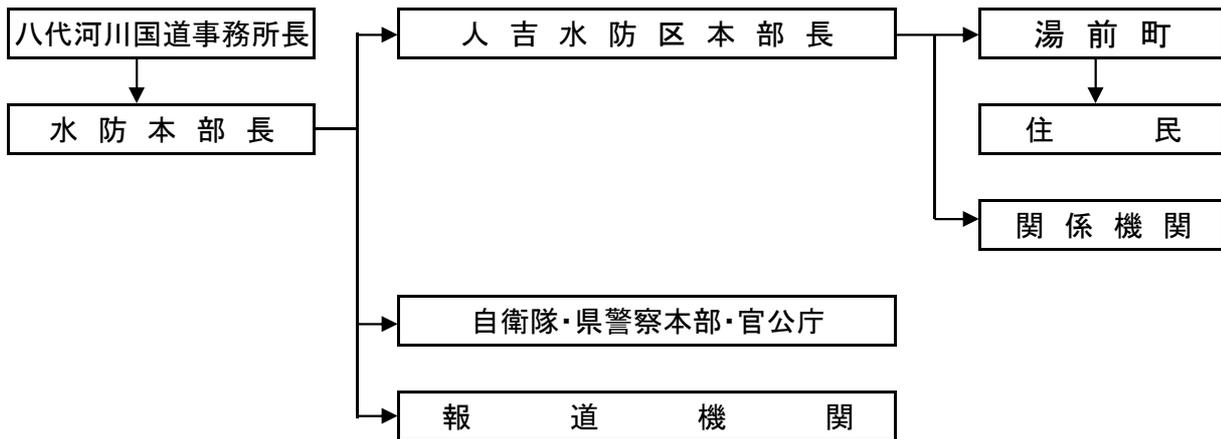


(別表3)

1. 球磨川洪水予警報伝達系統図



2. 水防警報の伝達系統



Ⅲ 予警報等の取扱い

1 町内における措置

町長は、各機関から伝達を受けた注意報、警報及び特別警報を本町防災計画に定めるところにより、速やかに住民に徹底するよう努めるものとする。

Ⅳ 予警報等伝達責任者

注意報、警報及び特別警報の伝達を迅速、且つ的確に実施するため、町は、次の基準によって、予警報伝達責任者を定めておくものとする。

1 総務課の内から1名

Ⅴ 異常気象発見時における措置

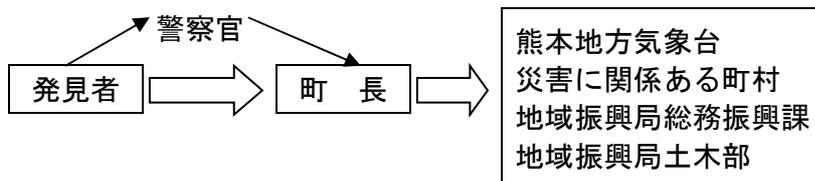
1 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により、町長又は警察官に通報するものとする。(災害対策基本法第54条)

2 ここにいう異常気象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強い竜巻・強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発・溶岩流・泥流・軽石流・熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常気象	① 火山地域での地震の群発 ② 火山地域での鳴動の発生 ③ 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 ④ 噴気・噴煙の顕著な地形変化、噴気孔・火孔の新生、拡大・移動・噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 ⑤ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化 ⑥ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震	数日間にわたり頻発に感ずるような地震

3 異常気象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

1) 系統



2) 通報の方法

町長より気象官署に対する通報は、原則として電話及び電報によることとする。

VI 気象等伝達についての応急措置等

- 1 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、Ⅱ及びⅢに定める措置によることができない時は、関係機関は相互に協力して、注意報、警報及び特別警報を町民に周知させるための措置を講ずることとする。
- 2 気象業務法第15条に基づくNTT西日本(株)から町長宛の警報、特別警報の伝達は、警報文(たとえば、“警報発表暴風”です)のみの伝達で、詳細は伝達されない。したがって、町はラジオ等を整備し、気象台が発表する予報・注意報・警報・特別警報等の内容に注意するよう務めるものとする。

第4節 通信設備利用計画

災害が発生する恐れがある場合、または発生した場合における災害予警報の伝達若しくは、被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

I 災害予報、警報の伝達

- 1 災害予警報計画に基づき、注意報・警報・特別警報・情報等を関係機関、住民に伝達する場合は、次によるものとする。
- 2 町長における措置

町長は、伝達された事項を次により関係機関、住民に徹底するものとする。

なお、特別警報が発表された際には、住民等への周知の措置が義務づけられている。

○情報通信ネットワーク(IP告知端末)

○サイレン又は警鐘

○その他迅速に周知できる方法

II 被害状況等の収集

- 1 各班より現地状況報告は、次によるものとする。

普通電話

携帯電話

衛星携帯電話

- 2 町長より県出先機関への報告

普通電話

県防災情報ネットワーク(IP電話)及び県防災行政無線用地上波電話

衛星携帯電話

その他応急措置のための指示又は報告についても前記 1・2 に準ずる。

Ⅲ 前記以外の通信設備の利用

1 前記Ⅱの 1・2 による通信設備の利用が不能になった場合は、次の専用電話無線等を利用するものとする。

- 1) 警察通信設備
- 2) JR 関係通信設備
- 3) 電力会社通信設備

Ⅳ 総ての通信設備が途絶した場合の措置

総ての通信設備が途絶した場合は、アマチュア無線又は非常通信により連絡するものとする。これによりがたい時は、使者を以って連絡するものとする。

第 5 節 情報収集及び被害報告取扱計画

災害基本法及びその他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、県の関係部局等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

Ⅰ 実施責任者

町長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

また、町長が県（県本庁又は県出先機関）に報告することができない時は、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

Ⅱ 被害報告責任者

町長は、被害報告が迅速且つ的確に処理できるように、下記により被害報告責任者を定めておくものとする。

- 1 総務課より 1 名

Ⅲ 報告の種別

1 災害速報

災害の速報様式は、別紙第 1 号様式（災害情報）・別紙第 2 号様式（被害状況報告）・別紙第 3 号様式（各部門別被害状況報告）・別紙第 4 号様式（住民避難等報告）によるものとし、以下による。

- 1) 災害情報・・・災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告する。

- 2) 被害状況報告（速報・確定）・・・災害が、発生し被害が判明する次第報告、変更があった場合はその都度報告する。
 - 3) 各部門別被害状況報告・・・被害状況が判明する都度報告するものとし、変更があった場合は、その都度報告する。
 - 4) 住民避難等報告・・・住民の避難状況を一定時間おいて報告する。
 - 5) 同一の災害に対する被害調査が終了したとき、文書を以って報告する。
- 提出部数 2部

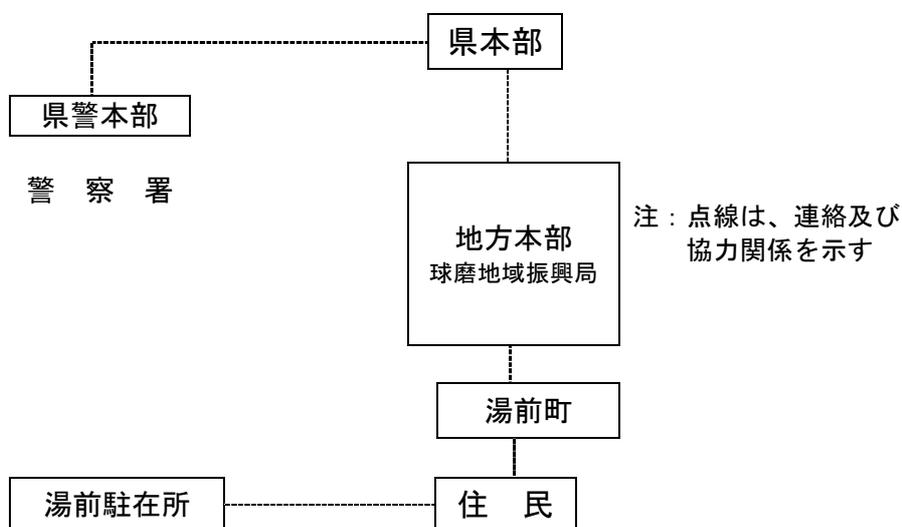
IV 被害状況の調査

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 被害状況調査にあたっては、関係機関連絡を密にして、調査・脱漏・重複等のないよう留意すること。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、現地調査以外の外、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず区域内で行方不明となったものについて、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努めるものとする。

V 収集及び報告

- 1 町長は、管内の確実な被害報告を取り纏め、地方本部（地方対策本部を設けない場合は県出先機関）に報告するものとする。
- 2 本報告中、速報については、無線有線で報告し、確定報告は文書を以って報告するものとする。
- 3 被害報告等は、次記の報告系統により行う。さらに、避難勧告等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。



第6節 広報計画

災害時における情報及び被害状況等を報道機関、その他関係機関を通じて、速やかに関係機関及び住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

I 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 災害の概況（被害の規模・状況、余震の状況等）
- 3 台風等に関する情報
- 4 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- 5 避難の勧告・指示（緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- 6 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- 7 防疫に関する事項
- 8 火災状況
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 給食・給水実施状況
- 11 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- 12 道路交通等に関する事項、復旧状況
- 13 一般的な住民生活に関する情報
- 14 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- 15 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- 16 住民の安否情報
- 17 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- 18 交通規制の状況
- 19 被災者支援に関する情報等
- 20 その他必要な事項

※情報責任者は、それぞれの情報の出所を明確にしたうえで、災害規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。また、広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等災害時要援護者にも配慮した方法とする。

II 報道機関に対する情報発表の方法

- 1 収集した情報対策については、速やかに報道機関に発表し、住民に対する周知徹底を図ると共に関係機関に報道するものとする。
- 2 広報活動の資料並びに記録用として、写真及び被害現場の取材を行うものとする。

第7節 応急措置等計画

I 町長の応急措置

1 町長の応急措置についての責任

町長は、本町に災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、災害の発生を防御し又は拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施するものである。(災害対策基本法第62条第1項)

2 消防機関の出動命令措置

町長は、災害発生の恐れがあるときは消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ又は警察官出動を求めるなど災害応急責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。(災害対策基本法第58条)

3 施設物件の除去等事前措置

町長は、災害が発生する恐れがあるときは、災害が拡大させる恐れがあると認められる設備又は、物件の占有者・所有者に対し、災害を防止するため必要限度において、当該設備又は物件の除去保安その他必要な措置をとることを示し、またはこれらの指示について状況によっては警察署長に要求することができる。

4 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に立ち入りを制限し、または当該区域から退去を命じ又はこれらのことを行うことを警察官に求めることができる。(災害対策基本法第63条)

5 工作物等の使用、収用等

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めた場合には、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとり、若しくはこれらの措置について、警察官に求めることができる。町長は、工作物を除去したときは、その保管・公示売却手続・費用徴収返還することの出来ない場合の帰属などについて、災害対策基本法第64条第2項後段・第3項・第4項・第5項・第6項、同法施行令第25条・第26条・第27条の規定に基づいて行うものとする。(災害対策基本法第64条)

6 業務命令

町長は、本町内に災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事せしめ、若し

くはこれを警察官に求めることができる。(災害対策基本法第65条)

7 損失補償

町長は、前記5により町長による工作物等の使用の処分が行われたため、当該処分により生じた損失により補償の請求があったときは、これを補償すること。
(災害対策基本法第82条第1項)

8 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町長は、町長又は警察官が前記6の業務命令及び4の警戒区域の設定のため、当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にあるものを応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡若しくは疾病にかかり又は障害になったとき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償について、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例の定めるところにより行う。(災害対策基本法第84条)

9 災害救助法が適用されたとき、町長は、知事の補助として救助事務を行うこと。 (災害救助法施行令第8条)

II 町長の委員会委員の応急措置

本町の各種委員会委員、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、本町内に災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、防災計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。(災害対策基本法第62条第2項)

第8節 地震災害応急対策計画

大地震が発生した場合は、県及び防災関係機関と緊密な連携を保ち、迅速に応急対策を実施し、住民の生命を保護し被害を最小限度にとどめるための計画である。

1 町民に対する予備知識の周知対策

過去の他の地方における震災の教訓を基にして、震災時の心得を町民に徹底し、被害の軽減を図るものとする。

2 災害応急対策

町は、大地震発生と同時に災害対策本部を設置し、災害状況の把握に努め、防災計画に基づく災害応急対策により前記に準じた応急対策を行う。

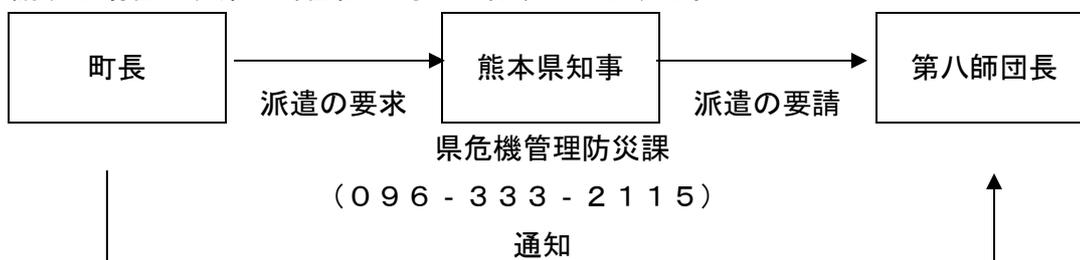
第9節 自衛隊派遣要請計画

I 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

- 1 天災事変その他災害に際して、身命又は財産保護のため緊急を要し、且つ被災地の消防団等によって対処し得ないものと認められるとき。
- 2 災害の発生が目前に迫り、これが予防に緊急を要するため自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
- 3 第83条ただし書き、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし緊急を要し、前述の要請を待ついとまがないと認められる時は、前述の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

II 災害派遣要請先

町長は、入手した情報等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は、第八師団長に対して行うものとする。



※災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

III 派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対し、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- 1 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
- 2 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼すること。
- 3 自衛隊の作業に対し、関係当局及び地域住民は積極的に協力すること。
- 4 災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮者との間で充分協議して決めること。

IV 使用資機材の準備

自衛隊の派遣に際し、使用する資機材の準備については次のとおりとする。

- 1 災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、町において準備すること。
- 2 災害救助又は復旧作業等に使用される材料及び消耗品類は、すべて町において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊携行のものを使用する。

ただし、これらは全て町に譲り渡されるものではなく、災害の程度・その他の事情に応じて町においてできる限り返品又は弁償しなければならないこと。

V 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- 1 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- 2 消火活動：原野火災等に対し、航空機による消火
- 3 水防活動：土嚢作成、運搬、積み込み
- 4 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- 5 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- 6 医療・防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- 7 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- 8 給食：炊事車による炊飯（温食）
- 9 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- 10 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の実施

第10節 緊急消防援助隊の出動要請

I 緊急消防援助隊

- 1 町長は、災害の状況及び管内の消防の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- 2 町長は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、上球磨消防組合消防本部消防長へ連絡するものとする。

II 湯前町応援等調整本部

- 1 町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、湯前町での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を支援するため、災害対策本部の設置と併せて湯前町応援等調整本部を設置するものとする。
- 2 応援等調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けた者、湯前町派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域応援消防隊の代表とし、町長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防長、後方支援本部と連携し、次の事項を司るものとする。
 - 1) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
 - 2) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - 3) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
 - 4) その他必要な事項に関すること。

III 熊本県応援等調整本部への派遣

湯前町を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場

合は、町長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

第11節 避難計画

災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次による。

I 実施責任者

災害から住民の生命・身体を保護するための避難の勧告、指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である町長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。なお、町長は一般住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者との災害時要援護者や一時滞在者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、避難準備（要援護者避難）情報を発令するものとする。

また、あらかじめ指定していた避難所の開設のため、複数開錠者の事前指定や施設開錠者との緊急連絡網を作成するなど、避難勧告等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。また、避難所を設置した場合、避難所ごとに收容されている避難者に係る情報の把握に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

避難機関が長期化する場合は、町は県と協議を行い精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。また、必要に応じ、市町村は避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
避難準備・ 高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	全災害	町長
避難勧告 【警戒レベル4】	全災害	町長（基本法第60条）
避難指示 （緊急） 【警戒レベル4】	全災害	町長（基本法第60条）
		警察官 （基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	知事または、その命を受けた職員（水防法第22条） 水防管理者（水防法第22条）
	地すべり災害	知事または、その命を受けた吏員 （地すべり等防止法第25条）

II 住民への伝達方法

1 避難指示（緊急）等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の複数の伝達手段により多重化、多様化を図り、伝達するものとする。

- 1) 関係者から直接口頭及びマイク等により伝達周知
- 2) 情報通信ネットワーク（IP 告知端末）による伝達周知
- 3) サイレン及び警鐘による伝達周知
- 4) 広報車による伝達周知
- 5) 携帯電話メールサービスによる伝達周知（緊急速報メール）
- 6) J-A L E R Tによる伝達周知
- 7) Lアラートによる伝達周知

また、電話回線不通・停電等を想定した上での伝達方法を定めておくものとする。さらに、情報通信ネットワークシステム側の非常用電源の点検・整備を行っておき、災害時に機能するよう管理しておくものとする。

2 町長は、湯前町地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

III 避難勧告及び避難誘導の方法

避難勧告等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、「避難勧告等に関するガイドライン」により、情報と行動の対応を明確化するため、住民がとるべき行動を5段階に分け、そのうち【警戒レベル3～5】の発令を行うものとし、概ね次のとおりとする。

なお、実施責任者は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら、監視体制を強化し災害発生の前兆等の発見に努めるものとする。

警戒レベル	避難情報等	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (町が発令)	災害発生情報	氾濫発生情報 大雨特別警報(浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
警戒レベル4 (町が発令)	避難指示（緊急） 避難勧告	氾濫危険情報 洪水の危険度分布 (非常に危険)	土砂災害警戒情報 土砂災害メッシュ情報 (非常に危険) (極めて危険)
警戒レベル3 (町が発令)	避難準備・高齢者 等避難開始	氾濫警戒情報 洪水の危険度分布 (警戒)	大雨警報（土砂災害） 土砂災害メッシュ情報 (警戒)
警戒レベル2 (以下、気象庁 が発令)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫中尉情報 洪水の危険度分布 (注意)	土砂災害メッシュ情報 (注意)
警戒レベル1	警報級の可能性		

1 避難勧告等の発令基準

1) 水害

ア) 避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】

要配慮者（高齢者含む）が、指定された指定避難所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで避難準備情報の発令を行うものとする。

避難判断水位は、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。

ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。

このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等をあわせて判断することが望ましい。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、堤防の漏水・浸食等が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。

なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断を行う必要がある。

イ) 避難勧告【警戒レベル4】

氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とするが、堤防等の整備状況等を踏まえた危険箇所等を把握し判断の材料とする。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、消防団等からの漏水等の情報から、避難勧告の判断材料とする。

なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断を行う必要がある。

ウ) 避難指示（緊急）【警戒レベル4】

河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるので避難指示の材料とする。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、消防団等から、漏水等の決壊につながるような、前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

エ) 災害発生情報【警戒レベル5】

災害が実際に発生していることを把握した場合、可能な範囲で発令し、住民に災害発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。(決壊や越水・溢水等が発生した場合)

2) 土砂災害

ア) 避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】

大雨警報（土砂災害）は、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準からおおむね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報の発表を基本とするが、大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、避難準備情報の発令を検討する必要がある。その際、注意報に示めされる注意警戒期間、降水短時間予報、気象情報も勘案することが、必要である。

なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断を行う必要がある。

イ) 避難勧告【警戒レベル4】

土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判断基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域に更に避難勧告を検討する。

土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。なお、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象地域とする必要がある。

避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断を行う必要がある。

ウ) 避難指示（緊急）【警戒レベル4】

基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、まだ、避難していない人へより強く避難を促す措

置としての避難指示となる。

土砂災害警戒情報を補足する情報が実況で基準を超過した場合や、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等は、さらに土砂災害発生の危険性が高まっていると想定される。

土砂災害警戒情報を補足する情報を参考とし、避難指示の発令範囲を的確に設定する。

大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、すでにどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象地域とする必要がある。

エ) 災害発生情報【警戒レベル5】

災害が実際に発生していることを把握した場合、可能な範囲で発令し、住民に災害発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。(急傾斜地の崩壊又は土石流等が発生した場合)

3) 地震の場合

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ地区単位での集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難に配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難誘導は、災害という特殊条件の下に行われるものであるから、責任者は安全、かつ迅速に実施し、以下の点に留意するものとする。

- 1) 避難経路等は、平素からあらかじめ定めておき、住民に周知徹底し、避難誘導の万全を図る。
- 2) 避難誘導責任者は、あらかじめ担当地区の住民を昼間・夜間別に把握しておき、時間帯によっては災害弱者のみ在宅する世帯も把握し、避難誘導にあたっては特に留意するものとする。
- 3) 避難責任者は、避難訓練等により担当地区の住民を全員避難させるための必要時間を把握し、実施責任者に知らせておくものとする。

3 避難行動要支援者等支援体制の整備

地震、風水害その他の災害が発生した場合における避難行動要支援者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支

援を要する者)等の避難支援対策については、本計画に基づいて実施するものとする。

1) 対象者の把握

住民の中で災害時に他者の支援を必要とする避難行動要支援者とその必要な支援内容を把握するものとする。また、把握した避難行動要支援者に関する情報は、プライバシーの保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

2) 「避難準備・高齢者等避難開始」の設定等

避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、避難行動要支援者に対し早めの避難を呼び掛けるため「避難準備・高齢者等避難開始」を設定するとともに、判断基準を事前に定めるものとする。

3) 情報伝達体制の整備及び情報伝達への配慮

消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者を明確にし、避難行動要支援者への情報伝達経路を整備するものとする。

4) 避難誘導の支援・安否確認の体制づくり

ア) 支援者の選定等

行動等に制約のある避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うため、自助、地域の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

イ) 関係機関等の役割分担

避難支援者、民生児童委員、近隣住民、自主防災組織、社会福祉協議会、老人会等と連携を図り、災害発生時に具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や安否確認、救助活動を実施するものとする。

ウ) 状況調査及び情報の提供・巡回サービス

各民生委員・ホームヘルパー・保健師等により、在宅及び避難所等で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供し、福祉・保健サービスを実施するものとする。

5) 外国人に係る対策

ア) 安否確認・救助活動

警察・区長等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

イ) 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行うものとする。

4 避難行動支援の円滑な実施のための方策

1) 避難行動支援計画の策定

前述の支援体制を踏まえて、避難行動支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者に関する情報を収集し、具体的な避難行動支援計画の策定に努めるものとする。

2) 避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難行動支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした避難行動要支援者支援班の設置に努めるものとする。

3) 避難行動要支援者情報の取扱い

消防団、民生委員、自主防災組織等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報の保護の観点から情報漏えいに必要な措置を講じる。

なお、保有個人情報に関しては災害対策基本法に基づき利用するものとする。

IV 避難所の開設及び収容

救助法が適用された場合の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、救助法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

1 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者並びに避難勧告・指示等が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。

2 避難所は、学校・公民館・集落センター・体育館等の既存の建物を応急的に整理して使用するものとするが、これらで充足できない場合は、野外にバラック建物、または天幕（テント）等を設置して避難所とする。

3 避難所を設置した時は、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

4 町長は、避難所を設置した時は、知事に直ちに次の事項を報告しなければならない。

1) 避難所開設の日時及び場所

2) 箇所数及び収容人員

3) 開設予定期間

5 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女平等参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自主防災組織、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の

上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

6 避難所の運営

1) 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。

また、あらかじめ避難所ごとの担当職員を居住地にも配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めることとする。

2) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

3) 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

4) 町は、自治会、自主防災組織、消防団やボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

7 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

町は、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団やボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットや防災行政無線など様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、特設公衆電話、携帯無線機、衛生携帯電話等）の整備に努めるとともに、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、要配慮者に配慮した備品等の被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- 9 町は、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要支援者の特性に応じた専用の福祉避難所の指定を進めるとともに、住民に周知を図るものとする。

V 防火対象物等における避難対策等

学校・病院・工場・事業所等その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入する施設として、災害時の避難対策を十分に講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置を実施するものとする。

1 実施方法

- 1) 教育長は、災害の種別・程度によりすみやかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- 2) 学校長は、教育長の指示のもとに、または緊急を要する場合は、すみやかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- 3) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

2 実施要領

- 1) 教育長の避難の指示は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。
- 2) 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別・災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- 3) 児童生徒の避難順位は、低学年・疾病者等を優先して行うものとする。
- 4) 避難が、比較的長期に亘ると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- 5) 災害の種別・状況等を想定し、集団避難の順序・経路等をあらかじめ定めておくものとする。

3 留意事項

- 1) 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- 2) 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。
 - ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ) 避難場所の指定
 - ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - エ) 児童生徒の携行品
 - オ) 余裕がある場合の書類・備品等の搬出計画
- 3) 非常口等については、緊急時に使用できるように平素から整備しておくものとする。

- 4) 災害が校内又は学校付近にて発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するものとする。
- 5) 災害の種別・程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
 - ア) 地区担任教師の誘導を必要とする場合は、地区ごとに安全な場所まで誘導するものとする。
 - イ) 地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校内の危険箇所の通行は避けるように配慮するものとする。
- 6) 児童生徒が、家庭内にある場合の臨時休校の通告及び連絡方法を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。
- 7) 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

VI 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所及び指定避難所は、次表のとおりとする。

指定緊急避難場所は被災が想定されない安全区域内に立地する施設等を指定しています。

指定避難所は、被災者を滞在させるため、必要となる適切な規模を有し速やかに受け入れること等が可能な施設であることとする。

避難の種類	地区	指定緊急避難場所及び指定避難所
大雨洪水警報・台風 ・自主避難 【警戒レベル2～3】	全地区	湯前町保健センター
		湯前町避難防災交流施設
大雨洪水警報・台風 ・避難勧告 【警戒レベル3～5】	同上	湯前町保健センター
		湯前町避難防災交流施設
		湯前町農村環境改善センター
		湯前町B & G海洋センター
		湯前町立湯前小学校
		湯前町立湯前中学校
		旧南部保育所
		湯前町福祉センター（福祉避難所） 特別養護老人ホーム福寿荘（〃）
地震避難・緊急対処 事態時	同上	湯前町保健センター
		湯前町避難防災交流施設
		湯前町農村環境改善センター （中会議室）
		湯前町立湯前小学校
		湯前町立湯前中学校
		旧南部保育所
		湯前町福祉センター（福祉避難所） 特別養護老人ホーム福寿荘（〃）
緊急援助要請	緊急消防援助隊及び 自衛隊本部・ボラン ティア活動拠点	湯前町B & G海洋センター

第12節 救出計画

災害のため、生命・身体が危険な状態、あるいは生死の不明の状態にあるものを捜査し、又は救出してその者の保護を図る。

I 実施機関

救出は、原則として町長又は警察機関が協力して実施するものとするが、災害対策基本法その他の法令の規定により、災害応急措置の実施・責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は町長に協力するものとする。

II 作業班

作業班は、組織計画の避難班が実施するが、その災害規模に応じ町長が編成する。

第13節 災害備蓄物資・資機材整備計画

災害発生に際し、被災者の応急救助対策の迅速かつ、的確な実施に資するための救助物資等の備蓄を行うものとする。

なお、備蓄品は次のようなものを備蓄するが、流通備蓄（小売業者等の供給協定の締結）や熊本県、他市町村の備蓄等も活用するなど、食料・生活必需品の確保に努めるものとする。

【備蓄品】

- ・食料の備蓄（米・水・粉ミルク等）
- ・衣類等の備蓄（毛布・紙おむつ等）
- ・日用品の備蓄（歯ブラシセット・生理用品・簡易トイレ等）

【資機材】

- ・救出救助用資機材
- ・照明用資機材
- ・交通対策用資機材
- ・その他必要な資機材

※予定備蓄品については今後、必要に応じて修正又は更新していくものとする。

第14節 死体捜索及び収容埋葬計画

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行い、民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

死体の捜索及び処理等は、町長が警察機関・消防機関等の協力を得て行う。但し、災害救助法を適用された時は、災害救助法第3章第13節災害救助法等の

適用計画中の3救助の種類及び実施の方法による。

第15節 公安警備計画

災害に際し、住民の生命・身体及び財産の保護並びに被災地の公安と秩序を維持し、警察その他の関係機関及び町長と協力して、応急措置の活動にあたる。

第16節 食糧供給計画

罹災者及び災害応急現地従事者等に配給する食糧の確保と炊出し、その他食品の供給は、次の要領に基づいて実施する。

I 実施機関

罹災者及び災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は、町長が実施する。但し、災害救助法が適用された時は、知事が行う。委任された時又は知事による救助のいとまがない時は、知事の補助機関として町長が行う。

II 災害時における米穀の応急配給

農林水産省食糧庁長官の定める「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」によるが、これの取扱いについては、迅速且つ適正に処理するものとする。

III 災害時における生鮮食品の応急配給

災害発生又はその恐れのある場合における生鮮食品の配給は、町長の指示により、町内及び県内の食品取扱い業者をして供給するものとする。

IV 災害時における味噌、醤油供給

供給方法は、本町の小売業者に連絡の上供給するが、必要に応じ熊本県味噌、醤油工業協同組合に連絡の上供給する。

V 炊出し方法

民間団体活用計画に基づき、青年女子及び婦人会の協力を仰ぎ、必要に応じ炊出しをする。

VI 調達救護物資の集積場所

調達物資及び救護物資は、福祉センター屋根付きゲートボール場に集積する。

第17節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害によって、住家の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも災害時の混乱のため直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これらの物資等を供与又は貸与することによって、災害時における民心の安定を図る。

I 実施計画

- 1 罹災者に対する被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与については、町長が実施する。但し、災害救助法が適用された時は知事が行い、委任された場合又は知事による救助のいとまがない時は、知事の補助機関として町長が行う。
- 2 本町のみで処理できないときは、隣接町村・県・その他関係機関の応援を求めて実施する。

II 救助法に基づく措置

救助法を適用した場合の衣料・生活必需品等の物資の供与又は貸与については、同法及び運用方針による外、災害救助法第3章第13節災害救助法等の適用計画中の3救助の種類及び実施の方法による。

III 物資の調達方法

- 1 備蓄物資
必要に応じ備蓄物資を整備する。
- 2 調達物資
町長は、原則として罹災者に必要な最小限の被服・寝具及び生活必需品を一括購入して調達する。
- 3 調達物資集積場所
町長が調達物資を一括購入した場合の集積所は、福祉センター屋根付きゲートボール場とする。

IV 義援金及び義援物資の取扱い

罹災者に対する義援金・義援物資を地域振興局から受領した時は、厳重に保管すると共に速やかに罹災者に配布する。

V 労務供給

救助物資の購入及び配分に必要な労務者の確保については、「労務供給計画」の定めるところによる。

第18節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、罹災者の居住安定を図る。

I 実施機関

- 1 災害救助法が適用された時は、知事が行い、知事から委任された時又は知事による救助のいとまがない時は、補助機関として町長が行う。
- 2 災害救助法が適用されない時は、必要に応じ町において実施するが、町単独でできない場合は、隣接町村・県その他関係機関の応援を求めて実施する。

II 救助法による応急仮設住宅及び住宅応急修理

災害救助法を適用した場合の建設及び応急仮設住宅の建設及び応急修理の基準その他については、同法及び運用方針による他、災害救助法第3章第13節災害救助法等の適用計画中の3救助の種類及び実施の方法による。

1 備蓄資材の状況

現在のところ備蓄資材としてはないが、必要に応じて整備する。

2 資材の調達方法

資材の調達にあたっては、町内製材業者に所定の手続きをし、町長が調達先において受領する。

3 仮設住宅設置予定場所

予定場所については、災害の規模等により候補地の中から選定する。

4 労務の調達方法

本計画の「労務供給計画」の定めるところによる。

第19節 給水計画

給水施設が災害のため、飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し、被災者の保護を図る。

I 実施機関

- 1 町長は、罹災者に対する飲料水供給を水質検査基準その他により実施する。但し、災害救助法が適用された時は、知事が行うが、知事が委任又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。
- 2 町で処理不可能な場合は、隣接町村・県その他関係機関の応援を求めて実施する。

II 給水方法及び給水量

- 1 町上水道又は近郷水道により、給水槽・樋等を用いて搬出し、消毒（残留塩素0.2ppm以上）の上、緊急給水を実施する。また、町上水道が災害により用をなさ

ない時は、自衛隊の給水車派遣を要請する。給水量は、飲料水として一人一日当たり最小2リットルを基準として必要に応じて供給する。

Ⅲ 給水施設の応急復旧

給水施設の災害による応急復旧計画は、災害の度合いに応じ早急に調査の上、原形復旧を実施する。

第20節 医療・助産計画

災害時における罹災地住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

I 実施機関

1 災害救助法の適用をされた時は知事が行き、その他の場合は町長が行う。但し、知事から委任された時、又は知事による救助のいとまがない時は、知事の補助機関として町長が行う。

2 町で処理できない場合は、県・国及びその他の医療機関の応援を求めて実施する。

II 予防措置

1 平時から関係機関（日赤・保健所・関係部・医療関係団体等）と連絡を緊密にし、相互の助力態勢を確立しておく。

2 災害時に使用すべき器具薬品は、その都度現地で調達し得るよう処理しておく。

3 救護班の編成

町救護班は、組織表による衛生対策部の医療班とする。

IV 災害救助法における医療救護

災害救助法適用における医療救護の基準は、同法及びその運用方針による外、災害救助法第3章第13節災害救助法等の適用計画中の3救助の種類及び実施の方法による。

V 災害拠点医療機関（災害発生時における災害医療の確保）

保健医療圏名	区分	医療機関名	所在地
球磨	地域	球磨郡公立多良木病院	多良木町
球磨	地域	人吉医療センター	人吉市

VI 備蓄資材の状況及び資材の調達方法

現在のところ軽易なものは、保健センター内に保管してあるが、必要に応じ整備点検を図ると共に、調達については十分な配慮の下にいつでも調達できるよう処置しておく。

第 2 1 節 防 疫 計 画

災害によって被害を受けた地域、又は住民に対し公衆衛生の立場から、感染症予防上必要な防疫対策を実施し、罹災住民の民心の安定を図る。

I 実施責任

町長は、知事の指示に従って、防疫上必要な措置を行う。

II 検病調査及び健康診断

1 本町における感染症患者の発生状況を適確に把握し、患者・保菌者の早期発見に努めると共に、未収容患者の隔離・収容・感染物件の消毒その他必要な予防及び防疫措置を講ずる。

2 防疫業務の実施基準

1) 災害の発生により防疫業務を必要と町長が認めた場合は、緊急に応じ計画的に実施する。即ち、下痢患者・有熱患者が発生し、帯水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に、且つ段階的に順次行うものとする。

2) この調査にあたっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て、適確な情報収集と把握に努める。

3) 検病の結果、必要があると町長が認めた時は、強制健康診断を行う。(感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条)

3 防疫実施方法

本町に防疫用品の備蓄がないので、応急措置が可能な機関と常時連絡を密にし、いつでも供給できる態勢を整えておく。

4 備蓄資材及び調達防疫薬品として、役場内には現在整備してないが、必要に応じてその数量をいつでも調達できるよう関係機関と連絡し合っておく。

5 輸送用車両

輸送用車両として、公用車両を使用するも不足を生じる場合は、町内車両所有者と契約をなし、輸送の万全を期す。

第 2 2 節 清 掃 計 画

I 実施機関

1 清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）に定めるものの外、災害時における被災地の清掃については、町長が実施する。

2 本町で処理不可能な場合は、保健所又は県廃棄物対策課に連絡し、土砂等の除去に際し、自衛隊の応援を求めて実施する。

3 廃棄物対策

被災地におけるごみ及び尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る必要がある。町では「湯前町災害廃棄物処理計画」を策定して計画に基づきながら次の処

理に当たる。

(1) ごみ処理活動

災害時が発生した際に、生活環境保全及び公衆衛生の向上を迅速に達成するために「災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定」を締結した。

それでも、収集車など不足が見込まれる場合は、他町村、関係業者の協力を要請する。なお、腐敗性の高い可燃ごみは、防疫上、最優先で収集運搬し、処理施設へ搬送する。

(2) し尿処理活動

被災により機能していないくみ取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から、速やかに汲み取り、清掃、周囲の消毒を実施するとともに、迅速に仮設トイレを配置するものとするため、「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定」を締結した。

3) 産業廃棄物処理

ア) 災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。そのため仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。

イ) 産業廃棄物は、リサイクルを考慮して、現場において分別し、仮置場に入する。その後、分別した種類ごとに、リサイクル処分、処理処分と実施する。

※仮置場に可能な災害廃棄物の量

高さ	広さ	容量	かさ比重	推計量
3.34m	× 10,000 m ²	= 33,400 m ³	× 0.70	= 23,380 t

第23節 交通対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送並びに一般交通の円滑を図るため、道路その他の交通施設の応急措置及び交通の規制等により交通の確保を図る。

I 交通危険箇所の調査及び措置

1 実施責任者

町長は、町長の管理に属する道路（町道）について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査して、その補修対策を講じておくと共に災害が発生した場合は、土木対策部として被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

2 危険箇所の調査及び報告

1) 土木対策部は、町道について危険箇所を発見した時は、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その他被害の状況等を町長に報告する。

2) 町長が、土木対策部より報告を受けた時は、その状況を直ちに球磨地域振興局に報告すると共に関係機関の長へ連絡する。

3 応急措置

危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策には、国及び県の出先機関並びに建設業者に保有機械その他の協力を得て、応急措置の万全を期する。

II 交通規制の措置

町長は、道路の破損・決壊その他の状況により、通行禁止又は制限の対象・区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

なお、道路標識の設置基準は、次によるものとする。

1 道路標識を設ける位置

- 1) 通行止め・・・歩行者、車輛及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- 2) 通行制限・・・通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- 3) 迂回路・・・迂回路のある交差点の手前の左側の路端

2 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、整理・塗装・清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

- 3 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年 総理府・建設省 令第3号）に定めるところによる。

第24節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資・資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期する。そして、救援物資等を避難所へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分け仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努める。

I 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する応急対策の実施責任者とする。但し、これらの実施機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関・地方公共機関ならびにこれに準ずるもの等、又は自衛隊等に応援を要請して確保を図るものとする。

II 輸送力の確保措置

実施機関において所有する車輛だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借り上げて輸送の円滑化を図る。

1 車輛等の確保

- 1) 公共的団体の車輛等

2) 輸送を業とする者の所有車輛等

3) その他（自家用車両等）

2 鉄道の確保

1) 鉄、軌道輸送要請

必要に応じ、くまがわ鉄道・九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。

Ⅲ 輸送の方法

1 陸上輸送

1) 道路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の災害の実情から考えて、道路輸送による場合が多く、このことからしても関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

2) 鉄道輸送

鉄道輸送は、道路輸送が困難を極め、又は不可能な場合並びに鉄道輸送による輸送が、迅速適切と判断される場合に応急輸送の確保を図るものとする。

3) 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難、もしくは不可能な場合、又は空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送の確保を図るものとし、別節「自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

2 救助法による輸送

第3章第13節 災害救助法の適用計画中の3救助の種類及び実施方法による。

3 物資の管理・配送等に係る物資集積拠点予定場所

1) 町は、物資を避難所等に配送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

2) 物資集積拠点予定場所 湯前町福祉センター屋根付きゲートボール場

第25節 障害物除去計画

災害によって、住民又はその周辺に運ばれた土石・竹材等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を来す障害物の除去について、必要な措置を定める。

I 実施機関

1 障害物の除去は、町長が実施する。但し、災害救助法が適用された時は、知事

が行うが、委任された時又は救助のいとまがない時は、知事の補助機関として町長が行う。

- 2 道路における障害物の除去は、別節「交通対策計画」により実施する。
- 3 その他、施設・敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

II 障害物の除去対象及び除去の方法

1 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりとする。

- 1) 住民の生命・財産等を保護するための除去を必要とする場合
- 2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のための除去を必要とする場合
- 3) 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- 4) その他、特に公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- 1) 実施責任者は、自らの組織・労力・機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- 2) 前記イにより実施困難な場合は、別節の「自衛隊派遣計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- 3) 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

III 救助法における障害物の除去

第3章第13節災害救助法等の適用計画中の3救助の種類及び実施の方法による。

IV 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、概ね次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

1 保管の場合

除去した工作物の保管は、町長、又は警察署長において、次の場所に保管する。なお、町長、又は警察署長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- 1) 再び人命・財産に被害を与えない安全な場所
- 2) 道路交通の障害とならない場所
- 3) 盗難等の危険のない場所
- 4) その他、その工作物等に対応する適当な場所

2 廃棄の場合

廃棄する物については、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所

V 障害物の処分の方法

町長、又は警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- 1 保管した工作物が滅失し、又は破損する恐れがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- 2 当該工作物等の保管に不相当な費用または手数料を要すると前記保管者において認められた時は、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- 3 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- 4 その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令の定めるとおりとする。

第26節 労務供給計画

I 労務者の要請

- 1 町長は、災害応急措置の実施について労務者を必要とする時は、球磨地域振興局長に対し、文書又は口頭を以って要請する。
- 2 町以外の機関において、災害応急措置の実施について労務者を必要とする時、当該機関の長は、直接、球磨公共職業安定所長へ要請すること。
- 3 同上の要請を行う時は、次の事項を明らかにしなければならない。
 - ア) 求人者名
 - イ) 職種別所要労務者数
 - ウ) 作業場所及び作業内容
 - エ) 労務条件
 - オ) 宿泊施設の状況
 - カ) その他必要事項

第27節 文教対策計画

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、以って教育行政の確保を図るものとする。

I 実施機関

- 1 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- 2 町立小・中学校の児童・生徒に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。

但し、災害救助法が適用された時、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会が、必要関係機関の協力を求めるものとする。

II 文教施設の応急復旧対策

文教施設に災害が発生した場合、教育機関と密接な連絡の下に応急復旧対策を講じ、速やかに実施しなければならない。

III 応急教育実施の予定場所及び方法

町教育委員会は、災害の状況により教育機関と連絡を取り、災害の状況程度に応じて適切な指導を行い、災害における応急教育に支障のないよう町長は、次の事項について措置するものとする。

- 1 学校施設が罹災した場合、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにする。
- 2 応急復旧が不可能な場合は、公民館・寺院・その他民有施設等の借上げを行う。
- 3 町教育委員会は、学校長・球磨地域振興局等と緊密な連絡を取り、応急教育実施のため、支障を来すことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努める。
- 4 教育学用品等の被害を受けた場合、町教育委員会は所定の様式に従って、県教育委員会に報告する。学校給食の施設・設備・物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報する。
- 5 災害救助法による学用品の支給等

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の3救助の種類及び実施方法による。

第28節 民間団体活用計画

災害における民間団体の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保する。

I 実施機関

- 1 民間団体の活用は、町長又は教育委員会が民間団体の協力を求めて行う。本町のみで処理不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接町村に連絡し、協力を求めて行う。
- 2 大規模な災害又は広範囲にわたる災害の時は、知事又は県教育委員会に要請する。

II 組織の種別及び可動人員等

1 組織

青年団・婦人会とする。

2 活動範囲

活動範囲は、災害の規模又は範囲によって異なるが、概ね次のとおりである。

- 1) 青年男子隣接町村
- 2) 青年女子及び婦人会町内

3 活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりである。

- 1) 青年男子
主として、罹災者の救助又は災害応急復旧の作業に応援する。
- 2) 青年女子及び婦人会
主として、災害直後の炊出しに従事する。

第29節 消 防 計 画

I 消防活動計画

- 1 災害等の非常事態の場合において、知事より災害の防禦の措置に関し指示があった場合は、町長又は団長は速やかに適切な措置を講ずる。

2 消防団の現況

本 部

第1分団 上里・中里・下里・植木区

第2分団 浜川・下城・古城・上・下染田区

第3分団 浅鹿野・上猪・中猪・野中田・田上区

第4分団 上村・下村・馬場・瀬戸口区

第30節 水 防 計 画

水防計画については、別紙湯前町水防計画書に基づいて水防対策の万全を期する。

第31節 農業部門応急対策計画

災害による農業被害の拡大を防止するため、次のとおり応急対策を実施する。

異常気象により、水稻・果樹・野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、農林振興課は県農政部・農業改良普及センター・農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして、被害農業者に対し応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のおそれがある場合についても、未然防止対策について指導するものとする。

第32節 電力施設応急対策計画

本町の電力供給施設等の災害応急対策については、九州電力人吉営業所・九州電気保安協会等と密接な連絡を取り、対策に万全を期する。

第33節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

2 廃棄物の仮置場候補地の選定等

町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、確保に努めるものとする。

また、仮置場では、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理を踏まえ、候補地の選定に取り組むものとする。

3 災害廃棄物処理の広域応援体制

- 1) 町は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.waste-Net）や地方公共団体の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努める。

第34節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1 被災建築物への対応

- 1) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 被災宅地への対応

町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び県、関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第四章 災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の移行等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき、復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、ほかの地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

I 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものについては町の責任において実施するものとするが、その法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

II 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

III 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- 1 河川 河川法第3条による施設等
- 2 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
- 3 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
- 4 道路 道路法第2条第1項に規定する道路
- 5 下水道 下水道法第2条第3・4・5号に規定するする施設
- 6 公園 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急処置法第2条第1項第3号に規定する施設

IV 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 3 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農業施設災害復旧計画

農地、農業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

I 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町・農業協同組合及び土地改良区等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じて県営事業として施行するものとする。

II 復旧方針

農業施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- 1 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに緊急度の大なるものは、応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- 2 前記イの事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。

- 3 農地等の復旧事業は3箇年を原則とし、初年度が30%、2年度が50%、3年度が20%の進捗で完了することとされている。
- 4 その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

Ⅲ 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- 1 農地 耕作の目的に供される土地
 - 1) 田及び畑
- 2 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - 1) かんがい用排水路・ため池・頭首工・揚水機
 - 2) 農業用道路・橋梁
 - 3) 農地保全施設・堤防
- 3 共同利用施設 農業協同組合連合会の所有する次のものをいう。
 - 1) 倉庫
 - 2) 加工施設
 - 3) 共同作業場及びその他の農業者の共同利用に供する施設

Ⅳ 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- 3 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- 5 天災による被害農業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

I 住宅災害復旧計画

- 1 災害公営住宅の建設
災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による）は、大規模な災害が発

生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得者罹災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。整備にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に務めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

1) 適用災害の規模

ア) 地震・暴風雨・洪水その他異常な天然現象による場合

- ① 被災全域の滅失戸数が、500戸以上のとき
- ② 本町区域内の滅失戸数が、200戸以上のとき
- ③ 本町区域内の滅失戸数が、本町区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ) 火災による場合

- ① 被災地域の滅失戸数が、200戸以上のとき
- ② 本町の区域内の滅失戸数が、本町区域内の住宅戸数の1割以上のとき

2) 建設及び管理者

災害公営住宅は町長が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、県において建設し管理するものとする。

3) 建設・管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等は、概ね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	ア. 当該災害により、住宅を滅失した世帯であること。 イ. 当該災害発生後、3年間は月収26.8万円以下の世帯であること ウ. 現に同居し又は同居しようとする親族を有する世帯であること エ. 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること
建設限度戸数	ア. 一般災害は、滅失戸数の3割 イ. 激甚災害は、滅失戸数の5割
補 助 率	ア. 一般災害の場合は、当該年度の標準工事費の2/3 イ. 激甚災害の場合は、当該年度の標準工事費の3/4
規 格	住宅1戸の床面積が、19平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

2 既設公営住宅の復旧

災害により、公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費、若しくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

3 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付け、又は一般個人特別貸付制度を活用して、復旧に努めるものとする。

II 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- 1 実施機関 公立学校施設の復旧は、町立学校にあっては町長が行うものとする。
- 2 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- 3 対象事業 同法による学校施設で、建物・建物以外の工作物・土地及び設備である。
- 4 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - 1) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - 2) 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - 3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
 - 4) 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債

第 5 節 被災農業の経営安定計画

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被害農業者等に対しつなぎ融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

I 天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農業者及び農業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して、利子補給及び損失補償を行うことにより、被害農業者等の経営の維持安定を図る。

尚、それに要する経費について、国はその一部を補助する。

II 農林漁業金融公庫

1 災害復旧関係資金

農業施設等の災害復旧について、被害を受けた農業者及び農業者等の組織する団体に対し、農林漁業金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

2 自作農維持資金

被害農業者に対し、経営再建費及び収入減補填費の融資を行う。

III 融資要領

1 天災融資法に基づく天災資金の融資

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の目的及び同法に基づく天災資金の融資の方法等についての概要は、概ね次のとおりである。

1) 目 的

天災により、相当広範囲にわたり著しい災害が発生した場合、被害を受けた農業者及び農業者等の組織する団体に対し、経営資金などの融通を円滑に行うため、地方公共団体が当該融資機関に対して、利子補給及び損失補償を行うために要する経費の一部を補助することにより、被害農業者の経営の維持安定を図ることを目的とする。

2) 天災の指定及び法の適用

ア) 天災融資法の適用対象となる天災は、法律の趣旨から必要と認められた場合、被害農業者（経営資金）、被害組合（事業資金）について、災害の都度必要に応じて政令で指定される。

イ) 天災の種類

暴風雨・豪雨・地震・降雪・降霜・低温・降ひょう等

ウ) 前記アの天災の指定に伴い、この天災について法の適用をするために必要な事項は、その都度政令で定めることとされている。

3) 借入資格者の条件

借入資格者は、次の条件に該当するものであること。

ア) 被害農業者

被害農業者とは、農業を主な業務とする者（農業所得者が総所得の50%以上のもので、天災による農作物・畜産物等の減収量が平年の収穫量の30%以上であり、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入の10%以上であること。また、果樹・茶樹若しくは桑樹の損失額が被害時における価額の30%以上であること。

イ) 特別被害農業者

特別被害農業者とは、被害農業者であって、天災による農作物・畜産物等の減収量による損失額が平年の農業総収入の50%（開拓者にあっては30%）以上のもの。

又は、天災による果樹・茶樹若しくは桑樹の流失、損失、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の50%以上（開拓者にあっては30%）のもの。

ウ) 以上の認定被害は、町長が行うものとする。

4) 資金の種類

資金の種類は、被害農業者に対する経営資金と被害農業組合に対する事業資金で、次のとおりである。

ア) 経営資金

(ア) 融資機関は、農業協同組合又は金融機関

(イ) 資金の用途は、次のとおりである。

- ① 種苗・肥料・薬剤・飼料・農機具（政令で指定されるが、購入価格が12万円以下のものとされている。）家畜・家きん等の購入資金
- ② その他農業経営に必要な資金で政令に指定するもの
- ③ 簡易な施設が損壊した等の場合において、その復旧のために必要となる資材の購入資金
- ④ 経営資金の貸付けを受けている被害農業者が、再び天災資金による被害を受け、当該天災により被害を受けた農産物によって償還予定していた当該年の経営資金の償還に必要な資金

(ウ) 1戸当り貸付限度は次の①又は②のどちらか低い額である。

- ① 町が認定した損失額をもとにして、政令で定めるところにより算出される額（損失額の100分の45～100分の80）
- ② 貸付限度額は次のとおりである。

区 分		天災融資法適用	激甚災害法適用
一 般	個人	200万円	250万円
	法人	2,000万円	2,000万円
政令指定資金	個人	500万円	600万円
	法人	2,500万円	2,500万円

- ③ 牛馬所有農家で天災により飼料作物が減収し、飼料購入を必要とする場合は上記の限度額に、乳牛の場合は1戸当たり5万円、乳牛以外の牛又は馬を所有する被害農業者については、1戸当たり3万円の範囲内で貸付けることができる。
- ④ 償還期限は、6年の範囲内で政令で定める期間
- ⑤ 貸付利率は、次のとおりである。

○特別被害地域内の特別被害農業者に貸付けられる場合は、年3%以内

○3割被害者及び開拓者（特別被害者を除く）に貸付ける場合は年5.5%以内

○その他の者に貸付けられる場合は、年6.5%以内

- ⑥ 償還方法は、元金均等償還

イ) 事業資金

(ア) 融資機関は、農業協同組合・農林中央金庫又は金融機関

(イ) 資金の用途は、天災により被害を受けた為に必要となった事業運営資金

(ウ) 貸付限度額は次のとおりである。

区 分	天災融資法適用	激甚災害法適用
単 協	2, 500万円	5, 000万円
連 合 会	5, 000万円	7, 500万円

(エ) 償還期間は、3年以内

(オ) 貸付利率は、年6.5%以内

(カ) 償還方法は、元金均等償還

5) 利子補給及び損失補償

融資機関は、町又は県との間に利子補給、及び損失補償契約により定められた融資枠内で融資額を決定する。

6) 国庫補助

国は、県又は町が行った利子補給及び損失補償について、その経費につき県に補助を行う。利子補給に関する補助率及び負担率は、次のとおりである。

	末端利率	利子補給率	うち地方公共団体負担率	うち国庫補助率
3%以内資金	年2.00%	1.25%	年0.4375%	年0.8125%
5.5%以内資金	2.00	1.25	0.625	0.625
6.5%以内資金	2.00	1.25	0.4375	0.8125

注) 1. 地方公共団体負担率は、県・町で35/100～50/100である。

2. 災害の都度利率が定められている。

損失補償に関する補助率及び負担率は、次のとおりである。

損失補償率	県の補助率	国の補助率
融資総額の 100分の50	町の損失補償額の 100分の80	融資総額の4分の1又は 損失補償額の2分の1の どちらか低い額

IV 農林漁業金融公庫資金

農地・農業用施設を始めとして、農業施設の災害復旧については、国の補助金が交付されるものもあるが、補助金では不足する場合、又は補助金を受けていない場合、融資によって災害復旧を行う場合があり、この金融措置は農林漁業金融公庫業務方法書の定めるところにより実施されるが、その概要は次のとおりである。

1 原資は、国の財政資本である。

2 融資機関は、農林漁業金融公庫（貸付け業務は、一部を公庫が直接行い、一部を農林中央金庫・県信連・地方銀行・信用金庫に委託している。）である。

3 業種別融資条件（抜粋）は、次のとおりである。

(平成13年4月10日)

対象事業	利率	借受者	据置期間	償還期限
農地又は牧野	年2.0%	土地改良区、連合会、農業協同組合、同連合会、農業者、5割法人・団体、農業振興法人、生産森林組合、都道府県、町	10年 以内	25年 以内

造林 (樹苗養成施設)	年2.0%	森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業共同組合、林業者	5年以内	15年以内
協同利用施設	年1.3%	農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会、中小企業共同組合、土地改良区、同連合会、5割法人・団体、農林漁業振興法人	3年以内	20年以内
主務大臣指定	年1.3%	農林漁業者、農業協同組合、同連合会(果樹の改植又は補植のみ) 森林組合、同連合会	3年以内 (果樹の改種又は補種10年)	15年以内 (果樹の改種又は補種25年)

(注) 据置期間は、償還期限の枠内である。

V 自作農維持資金

施設災害復旧の資金については、前記の表のとおりであるが、一方、被害農業者の経営維持の資金対策としては、天災融資法に基づく天災資金のほか、自作農維持資金がある。

その概要は、次のとおりである。

- 1 原資は、国の財政資金
- 2 原資機関は、農林漁業金融公庫
- 3 借受資格者は、被害農業者
- 4 利率は、年1.3%、償還方法は元利均等償還（H13.4.10現在）
- 5 償還期限は、20年以内（うち据置期間3年を含む）
- 6 貸付限度額個人200万円・法人1,000万円（自作農維持資金の残高を通算して個人200万円・法人1,000万円）
- 7 天災資金と本資金との関係は、天災融資法の発動があれば天災資金が優先し、自作農維持資金は、天災資金で補填できなかった部分についてのみ考慮される。

第6節 被災中小企業振興計画

町は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

I 災害復興資金融資

町は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

II 償還の延期等

町は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

Ⅲ 信用補完制度の充実

町は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

Ⅳ 被災中小企業者に対する融資

1 一般災害の場合の対策

1) 政府関係金融機関における取扱いの弾力化

中小企業の災害復旧を図るためには、まず何よりも円滑な資金の確保が重要である。このため、政府関係金融機関において、貸付限度の引き上げ、貸付期間及び据置期間の延長等を内容とする特別貸付制度を設けて簡易迅速な融資を行うとともに、既往貸付金の償還猶予についても弾力的な取扱いを行っている。

2) 災害関係保証促進のための特別貸付

被災中小企業者は、一時的に信用力・担保力が不足するので、円滑な金融を受けするためにはこの面での補完も重要である。

現行の信用補完制度では、中央に中小企業信用保険公庫を設け、信用保証協会の保証債務の保険と、保証促進を図るための基金の貸付けを行っているが、この融資基金の貸付については、災害関係保証の促進を図るよう特に配慮した運用を行っている。

2 激甚災害指定の場合の対策

激甚災害指定の場合は、上記措置に加えて次の措置が講じられる。

1) 信用保険の特例（12条）

災害関係保証の促進を図るため、保険制度を別枠とし、普通保険のてん補率を引き上げ、保険料率を引き下げる保険の特例が適用される。

(注)

		一 般	災 害 特 例
限 度	普 通 保 険	20,000万円	別枠20,000万円
	無担保 "	8,000万円	8,000万円
	特別小口 "	1,000万円	1,000万円
てん補率	普 通 保 険	70%	80%
	無担保 "	80%	80%
	特別小口 "	80%	80%
保 険 料 率	普 通 保 険	年0.57%	年0.41%
	無担保 "	年0.43%	年0.29%
	特別小口 "	年0.31%	年0.19%

2) 設備近代化資金の償還期間の延長（13条）

中小企業近代化資金等助成法に基づく設備近代化資金の償還期間を2年間の範囲内で延長する。

3) 組合の共同施設復旧資金に対する補助（14条）

共同施設の災害復旧につき、県が4分の3以内を下らない割合の補助をしたときは、国は県に対し4分の3の3分の2すなわち災害復旧費の2分の1を補助することができる。

注) i 激甚災害法第14条（共同利用施設の災害復旧資金に対する補助）の規定は、昭和34年伊勢湾災害のときの特別法により実施された前例を取り入れたものであるが、その後共同施設災害にさしたるものがなかった等の理由により適用されていない。

ii 中小企業総合事業団の共同施設貸付金については、償還期間の延長及び復旧資金貸付について優先的な取扱いがなされることとなっている。

iii 政府関係中小企業金融三機関の低利融資

商工中金は、激甚災害法（15条）の規定により、また、中小公庫、国民公庫は閣議決定により、被災中小企業に対して特利を適用する。

参考）政府関係中小企業金融三機関の災害融資における条件緩和

区 分	中小企業金融公庫	国民金融公庫
貸付限度	直】別枠1億5千万円 （一般分4.5億円） 代】別枠7,500万円 （一般分2.25億円）	直】別枠3,000万円 （一般分4,800万円）
貸付期間	運転 10年以内 設備 10年以内	運転 10年以内 設備 10年以内
据置期間	運転 2年以内 設備 2年以内	運転 2年以内 設備 2年以内
担 保	一般貸付と同様	普通貸付と同様
手 続	調査の簡素化	調査の簡素化
迅 速 化	一般に優先的取扱い	一般に優先的取扱い
既往貸付金の償還延長	実情に応じ弾力的に	実情に応じ弾力的に
貸付利率	通常利率	通常利率

第7節 生業および復旧資金貸与計画

零細な資本で生業を営んでいる者または低所得者が災害を受けた場合、これらの罹災者に対し、生業に必要な資金を貸付け速やかに自立厚生を図ることを目的とする。

I 生活福祉資金

1 取扱機関

民生委員及び町福祉協議会を經由して、県社会福祉協議会で取扱う。

2 対象

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の適用されない小規模な災害、又は火災等自然災害以外の場合の災害により、罹災した低所得者世帯でかつ資金の貸付けと民生委員の援助指導を受けることによって独立自立できる者で、他の機関等からの融資が困難な者。

3 貸付限度額及び貸付方法等

1) 貸付限度額

1世帯当り 1,500,000円

但し、災害援護資金と住宅資金の重複貸付の場合は

ア) 家財のみの破損 1,500,000円以内(災害援護資金)

イ) 住宅の半壊・半焼 1,700,000円以内(災害援護資金
と住宅資金の重複貸付)

ウ) 住宅の全壊・全焼 2,500,000円以内(同上)

エ) ウの場合であって特別の事情がある場合

3,500,000円以内(同上)

2) 償還期限

据置期間(1年以内、但し災害の状況に応じ特別の場合2年以内)経過後、
7年以内

3) 貸付利率

年3%(但し、据置期間は無利子)

4) 申込み期間

被災日の属する月の翌月1日から6ヶ月以内

II 母子寡婦福祉資金

母子家庭の母(配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの)及び寡婦(配偶者と死別した女子及びこれに準ずるもの)に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉を増進する目的で貸付ける資金であり、激甚災害の被害を受けた場合は、優先的に貸付ける。

1 事業開始資金

母子家庭の母及び寡婦が自ら事業を開始するのに必要な設備費、什器材料等の

購入費に充てるための資金

- 1) 貸付限度額 2, 830, 000円
- 2) 償還期限 7年以内
- 3) 利率 無利子

2 事業継続資金

母子家庭の母及び寡婦が現に事業を継続していくために必要な商品、材料等の購入費に充てるための資金

- 1) 貸付限度額 1, 420, 000円
- 2) 償還期限 7年以内
- 3) 利率 無利子

3 住宅資金（被災の場合）

母子家庭の母及び寡婦が現に居住し、かつ原則として所有する住宅を補修し、又は増改築・取得をするのに必要な資金

- 1) 貸付限度額 2, 000, 000円
- 2) 償還期限 7年以内
- 3) 利率 年3%

第8節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

I 罹災者に対する生活相談

罹災者の生活相談に対応するため、必要に応じて相談員をおき、罹災者の自立安定を図るものとする。

II 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

Ⅲ 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取り組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付、被災者生活再建支援に関する事務の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。